

**第2期
足利市
子ども・子育て支援事業計画**



令和2(2020)年4月

足 利 市

足利市民憲章

(昭和45年5月5日制定)

私たちは、自然にめぐまれ、はるかなる昔から文化がひらけていた学問のまち、産業のまち足利市を心から愛し、より美しく、より豊かにするためにこの憲章を定めます。

1. 足利市は日本最古の学校のあるまちです。

教養を深め、文化のかおり高いまちをつくり、すぐれた伝統をさらに発展させましょう。

1. 足利市は美しいまちです。

めぐまれた自然を愛し、清潔で健康なまちをつくりましょう。

1. 足利市は善意のまちです。

理解と信頼をもって、みんなのしあわせのためにお互いに助け合いましょう。

1. 足利市は希望にみちたまちです。

明るい家庭をつくり、次代をになうこどもに誇りと希望をもたせましょう。

1. 足利市は伸びゆくまちです。

しごとを愛し、みんなの創意で時代の進歩に調和した活気のあるまちをつくりましょう。

はじめに

平成27（2015）年4月から本格的にスタートした「子ども・子育て支援新制度」の開始から早くも5年の月日が経とうとしています。国では、この間、幼児期における教育や保育、地域の子育て支援の拡充など、様々な子育て支援策を実施してきました。そして、令和元（2019）年10月には、幼児教育・保育の無償化が始まるなど、子育てを取り巻く環境は日々変化しています。



本市でも、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、平成27（2015）年度から令和元（2019）年年度までの5年を1期とする「足利市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てしやすい環境づくりに努めてきました。そして、この度計画から5年を経過するに当たり、改めて市民の子育てに関するニーズ調査を実施し、課題を整理・分析しました。本市が取り組むべき課題は何であるかを問い直し、本市が目指す子育て施策の指針となる「第2期足利市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

新しい令和の時代を迎え、時代は移り変わっても、子どもが未来の宝であることに変わりはありません。私たち大人は、子どもたちの未来を守り、生きる力を育てなければならない義務があります。今の子どもたちが大人になり、社会人として立派に成長した時、今の子育て世代の大人たちが抱えている課題が一つでも多く解消されていて、当たり前のように子育てを楽しむことができるよう、私たちは、今できること、今やらなければならないことを着実にやる必要があります。

その一つに、地域づくりがあります。子育て支援には、地域の力が不可欠です。子どもたちの笑顔が溢れるまちをつくるためには、子育てをする家庭や地域に笑顔が溢れていなければならないと思います。一人の力では難しくとも、共助の心を持った一人ひとりの市民の皆さまが互いに力を合わせ、次代を担う子どもたちを、まち全体、地域全体の力で育てていきたいと考えています。そのために、子ども、家庭、地域がともに繋がりがあ「だれもが ともに支えあい ともに育ちあい 笑顔輝く子育てのまち 足利」を目指したまちづくりを進めなければならないと考えています。

結びに、この計画を策定するにあたり、活発に御審議いただきました、足利市子ども・子育て会議の委員の方々をはじめ、パブリックコメントで御意見をお寄せいただいた方々、そしてニーズ調査に御協力いただきました多くの市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和2（2020）年4月

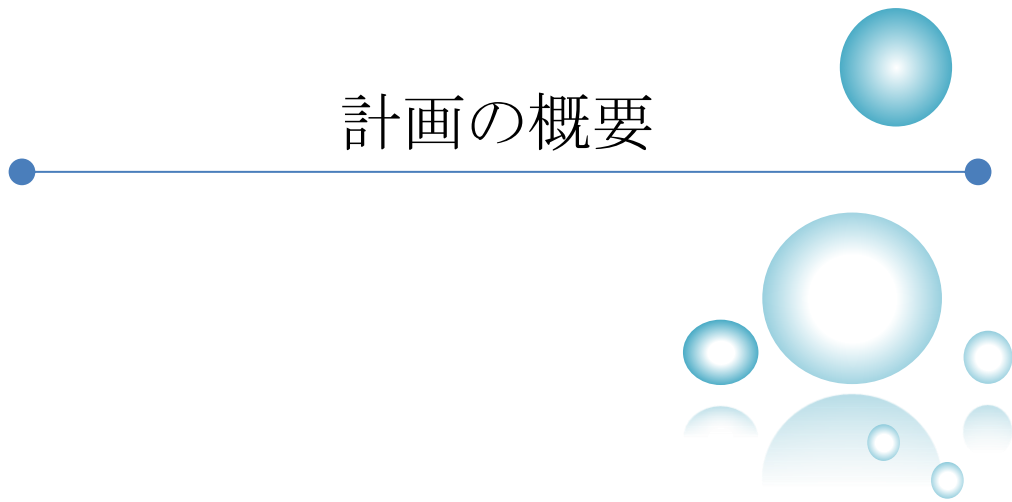
足利市長 和泉 聡

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制と策定の経緯.....	4
第2章 計画の基本理念と基本的な視点.....	7
1 基本理念.....	8
2 基本的な視点.....	9
第3章 子ども・子育てをめぐる本市の現状.....	11
1 人口・世帯等.....	12
2 女性の就業状況.....	14
3 将来の子ども人口.....	15
4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の現状.....	16
5 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査報告書より抜粋）.....	18
6 「足利市子ども・子育て支援事業計画」に係る分析・評価.....	33
第4章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策.....	35
1 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方.....	36
2 計画の推進方策.....	37
第5章 子育てに関する総合的な施策の展開.....	47
1 地域における子育て支援.....	50
2 母性及び乳幼児等の健康の保持増進.....	54
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	57
4 子育てを支援する生活環境の整備.....	61
5 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	62
6 子ども等の安全の確保.....	64
7 支援を必要とする児童への取り組みの推進.....	66
8 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	69
第6章 計画の推進体制と進捗管理.....	73
1 計画の周知.....	74
2 関係機関等との連携・協働.....	74
3 計画の点検・評価などの進捗管理.....	74

—第1章—

計画の概要



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国における少子高齢化の急速な進行によって、ライフスタイルや核家族化の進展による家族構成の変化、地域のつながりの気薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。このような中、子育てを負担に思い、不安や孤独感を抱く家庭は少なくなく、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化などが社会問題として大きく取り上げられるなど、地域や社会全体で子育てを支援していく仕組みを早期に構築していくことが喫緊の課題となっています。

本市では、子ども・子育て支援を総合的・計画的に推進するため、平成24（2012）年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、また、次世代育成支援対策推進法（令和7（2025）年度まで延長）に基づく計画と一体化した計画として、平成27（2015）年3月に足利市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）を策定しました。計画では、幼稚園や保育などの教育・保育について必要量を定めるとともに、就学前子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、学童クラブなどの様々な子育て支援についても提供体制を整備し、待機児童を発生させることなく継続してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、様々な施策を総合的に推進してきました。

国では、このような社会情勢の変化の中、平成29（2017）年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30（2018）年度から令和3（2021）年度末までに女性の就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30（2018）年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととしています。

本市においては、今後の女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化が進むことに加え、幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、保護者の子育てや暮らしのあり方が変化していくことに鑑み、また、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、市民からの子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とした「第2期足利市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「第7次足利市総合計画」の下に、「足利市地域福祉計画」の部門別計画として位置付けます。

なお、児童福祉法第4条で規定される児童とは満18歳に満たないものを指すことから、この計画で言う「子ども」についても同義とします。

子ども・子育て支援法

(目的)

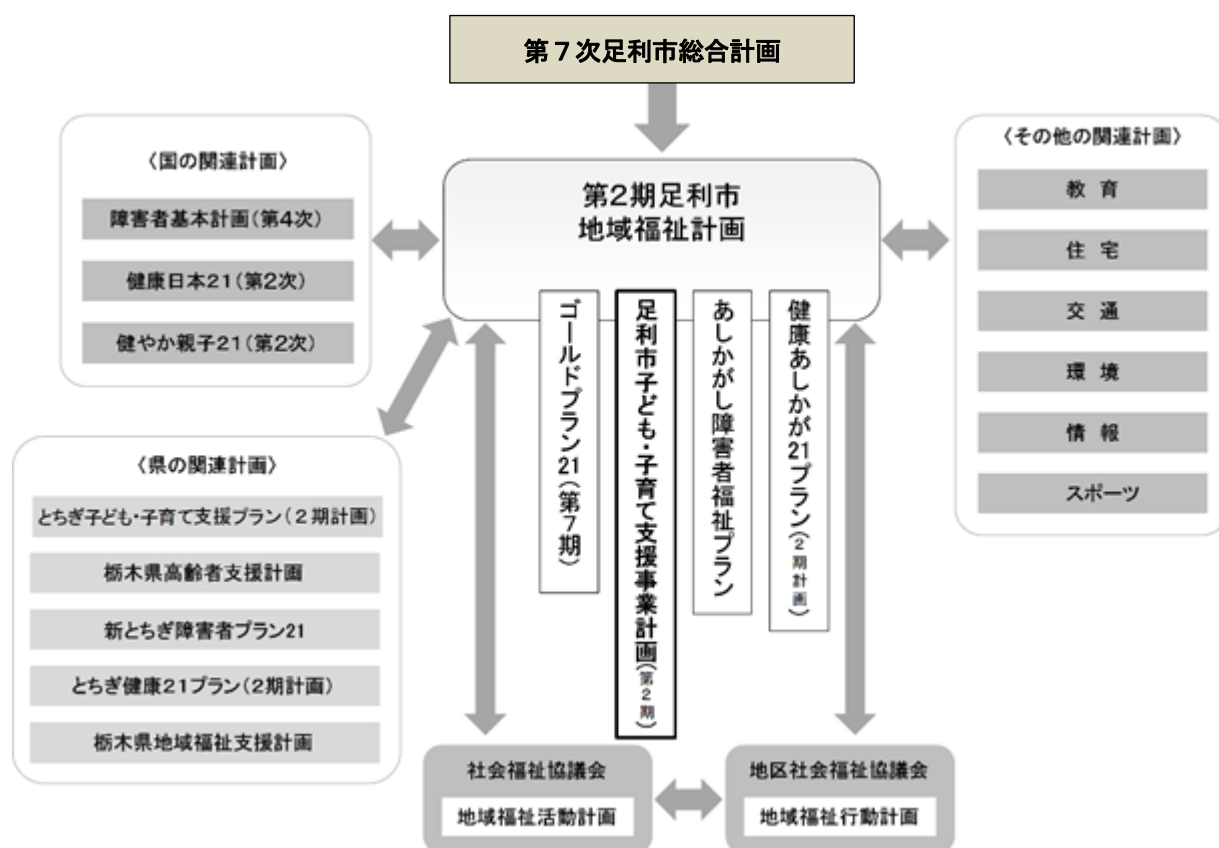
第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

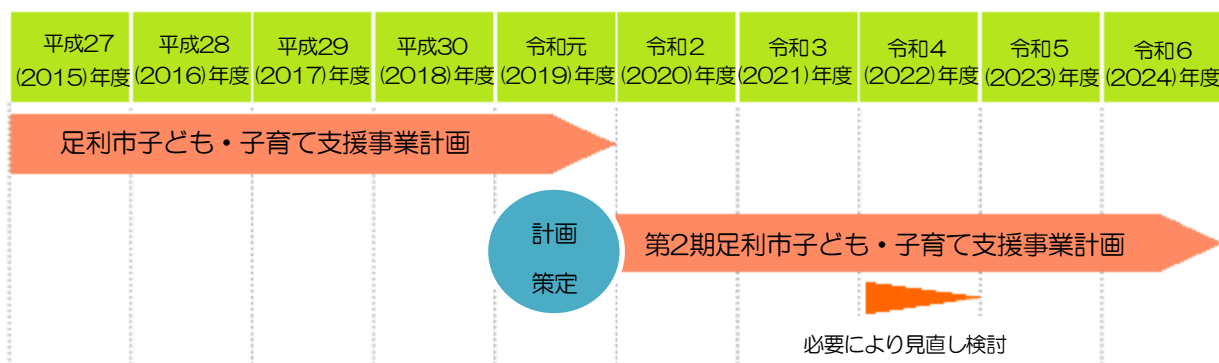
3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

なお、計画期間中、実施評価及び目標値の見直しは毎年度行うこととし、法制度の変更や社会状況の変化等に応じて中間年を目安に見直しを検討します。



4 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 策定体制

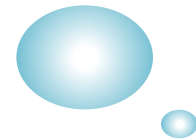
子ども・子育て支援に関する事業の従事者や子ども・子育て支援に関する学識経験者、そして一般公募による市民から成る「足利市子ども・子育て会議」を設置し、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施等により各種事業の現状と課題を把握し、計画への意見反映に努めました。

(2) 子ども・子育て会議の開催経過

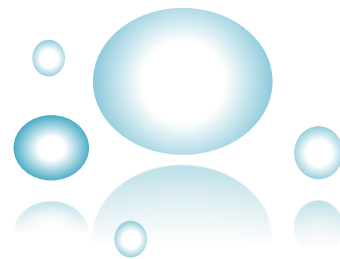
	日 程	議 題
第1回	平成30（2018）年 12月27日	○足利市子ども・子育て支援事業計画の平成29（2017）年度実施状況について ○（仮称）第2期子ども・子育て支援事業計画の策定方針について ○子ども・子育て支援ニーズ調査票について
第2回	平成31（2019）年 2月26日	○足利市子ども・子育て支援事業計画の平成29（2017）年度実施状況について ○足利市特定教育・保育施設等の利用定員について
第3回	令和元（2019）年 5月15日	○子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果の報告について ○第2期子ども・子育て支援事業計画の策定方針について

	日 程	議 題
第4回	令和元（2019）年 7月26日	○第2期「足利市子ども・子育て支援事業計画」素案 について ○幼児教育・保育の無償化について
第5回	令和元（2019）年 9月25日	○「足利市子ども・子育て支援事業計画」の平成30 （2018）年度実施状況及び令和元（2019） 年度実施計画について ○第2期「足利市子ども・子育て支援事業計画」素案 について
第6回	令和元（2019）年 10月30日	○第2期「足利市子ども・子育て支援事業計画」策定 について
第7回	令和元（2019）年 11月19日	○第2期「足利市子ども・子育て支援事業計画」策定 について
第8回	令和2（2020）年 3月23日	○第2期「足利市子ども・子育て支援事業計画」策定 について

—第2章—



計画の基本理念と基本的な視点



第2章 計画の基本理念と基本的な視点

1 基本理念

「だれもが ともに支えあい ともに育ちあい 笑顔輝く子育てのまち足利」

この基本理念は、児童福祉法の理念に従い、足利市子ども・子育て支援事業計画の根幹となる考え方を示すものです。また、足利市の子どもたちの幸せ、家庭・家族の幸せや子育ての楽しさや喜び、子育てを支える地域社会はどうあるべきかを考えました。さらに、「子ども」、「家庭」、「地域」が、それぞれの未来を拓く主体として位置づけられた「あしがこどもの笑顔プラン」の理念を発展し、引き継いでいきます。

理念の策定にあたっては、「子ども」、「家庭」、「地域」について次のように捉えました。

「子ども」は一人ひとりがかげがえのない存在であり、未来を担います。子どもは人権や権利をもつ個人として尊重され、自己実現を追求していく主体であると考えています。

「家庭」は子どもが育つ大切な場です。保護者がゆとりをもって楽しく子育てができ、保護者自身も育ちができる環境づくりが重要だと考えています。

「地域」は、子どもと子育てをする家庭とを支える、重要な役割を担っています。子どもと家庭と地域がともに支えあう共助という考え方が、住みやすいまち足利を築いていくと考えています。

このような考えのもと、子どもの最善の利益のために、「だれもが ともに支えあい ともに育ちあい 笑顔輝く子育てのまち足利」を目指すことを基本理念としました。その実現に向け、結婚から妊娠、出産、子どもの自立まで、足利市全体で包括的かつ切れ目のない支援を推進していきます。

2 基本的な視点

基本理念を実現するため、子ども・子育て支援をするにあたっては、以下の基本的な視点に立ち事業計画を進めます。

1 子ども一人ひとりが、心身ともに健やかに成長できること

すべての子どもは、生きる権利、守られる権利、育つ権利、意見の表明や参加する権利を有しています。したがって、子どもの利益を最優先とし、心身ともに健やかに育ち自己実現が保障されなければなりません。足利市は、子どもが、家庭や地域で愛されながら個人として尊重されて幸せに育つことを支えます。子どもの笑顔が輝くまちになることを目指します。

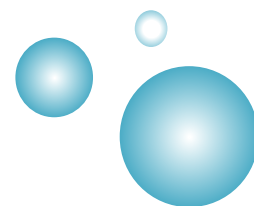
2 それぞれの子育て家庭が喜びと生きがいを感じられること

近年、多様な家庭のかたちや状況があり、子育ての悩みや不安は、多様化・深刻化しています。保護者は、周囲の支援を活用しながら子育てをすることで、ゆとり・自信・喜び・生きがいを感じてもらいたいと思います。足利市は、結婚から妊娠、出産、子どもの自立までを、包括的かつ切れ目のない取り組みで支えていきます。家庭の笑顔が輝くまちを目指します。

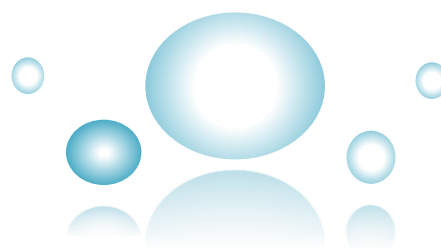
3 地域みんなで子育てを支えあえること

子どもにとって、地域社会の環境は、育ちに大きな影響をもたらします。人は社会と繋がりがながら生きることにより、健康で文化的な暮らしを送ることができます。足利市は、子どもを中心とした子育て支援を通じ、子ども、家庭、地域が共に繋がり支えあい、子どもの育ちを共に喜びあえるまちづくりを支えていきます。みんなの笑顔が輝くまちを目指します。

—第3章—



子ども・子育てをめぐる本市の現状



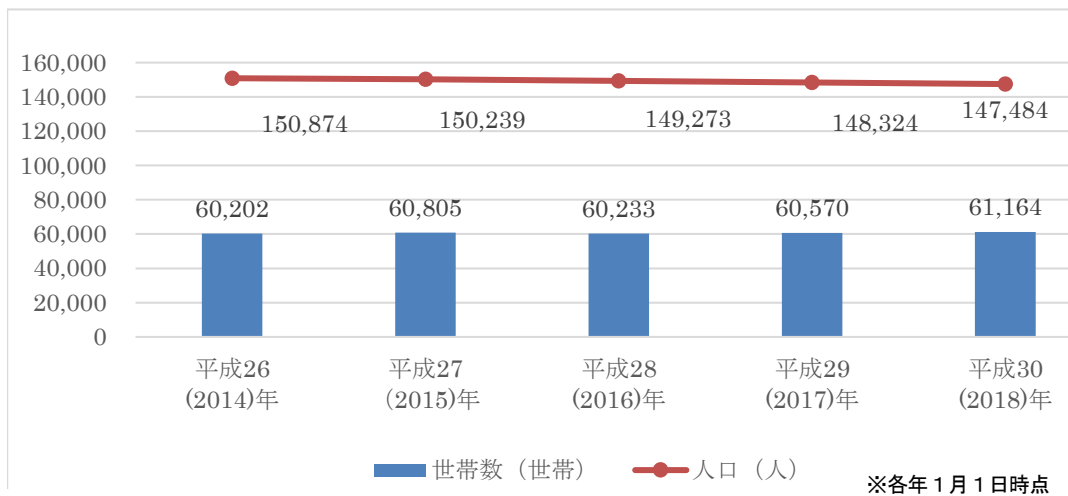
第3章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1 人口・世帯等

(1) 人口・世帯数の推移

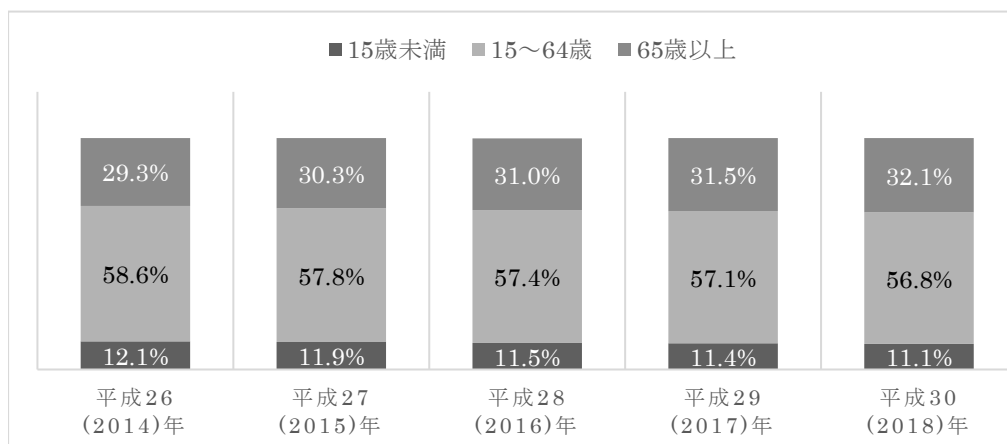
本市の人口は、減少傾向となっており、平成30（2018）年では平成26（2014）年に比べ3,390人減少の147,484人となっています。

しかし、核家族化により、世帯数は増加傾向にあり、平成30（2018）年では、平成26（2014）年に比べ962世帯増加の61,164世帯となっています。



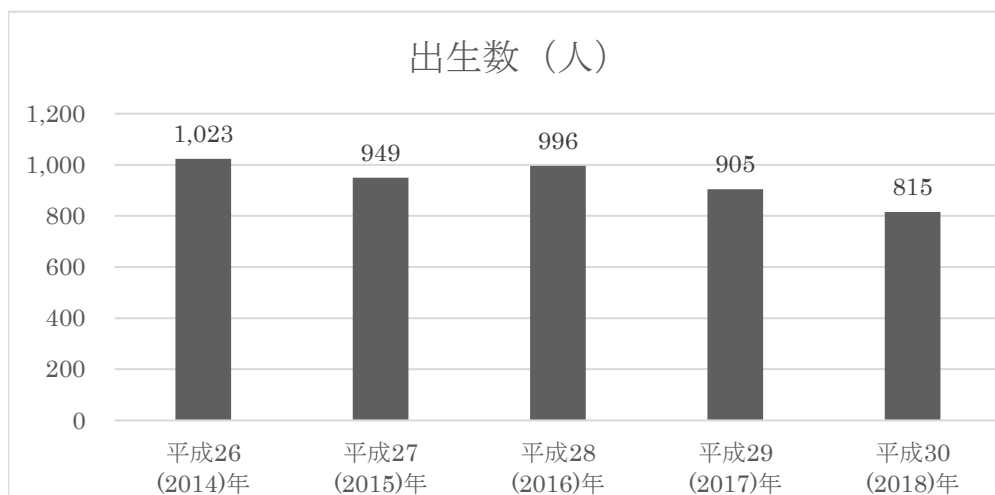
(2) 人口構成の推移

人口構成を見ると65歳以上の高齢者人口が増加し、15歳未満の年少人口が減少しています。特に年少人口は平成26（2014）年に比べ1.0%減少し、平成30（2018）年では11.1%となっており、本市においても少子高齢化の傾向が顕著に表れています。



(3) 出生数の推移

本市における出生数の推移は、減少傾向となっており、平成30（2018）年では平成26（2014）年と比べ208人減少の815人となっています。

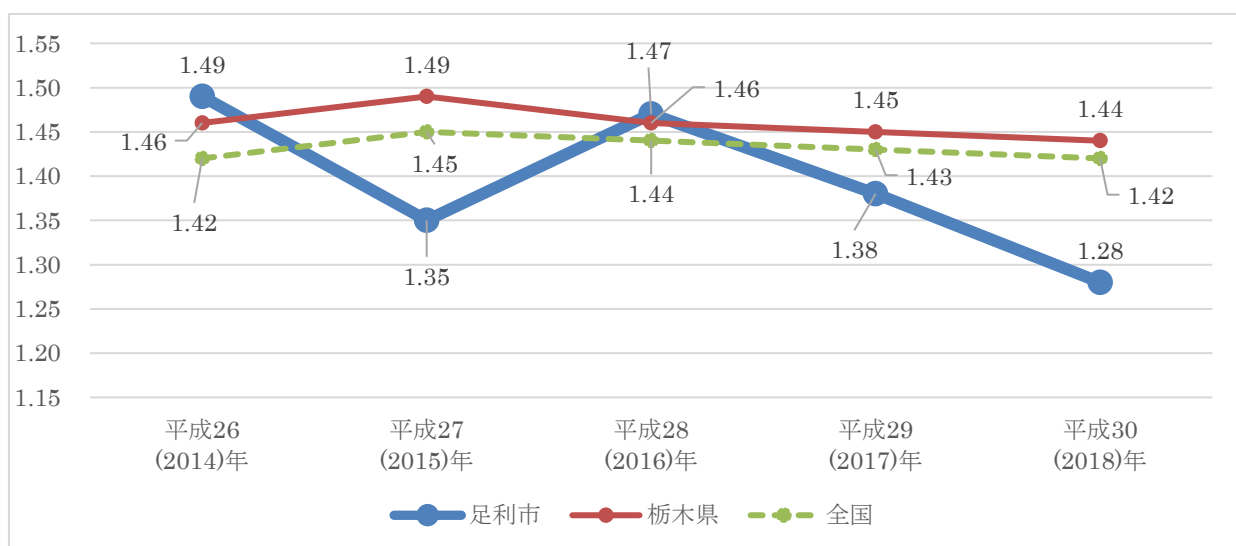


（出典：「統計あしかが」）

(4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率を見ると平成26（2014）年及び平成28（2016）年は、国、県よりも高い状況にありましたが、平成29（2017）年以降は減少傾向となっています。

本市の平成30（2018）年における合計特殊出生率は1.28となっており、人口を維持するのに必要と言われている2.07を大きく下回っています。



（出典：「統計あしかが」）

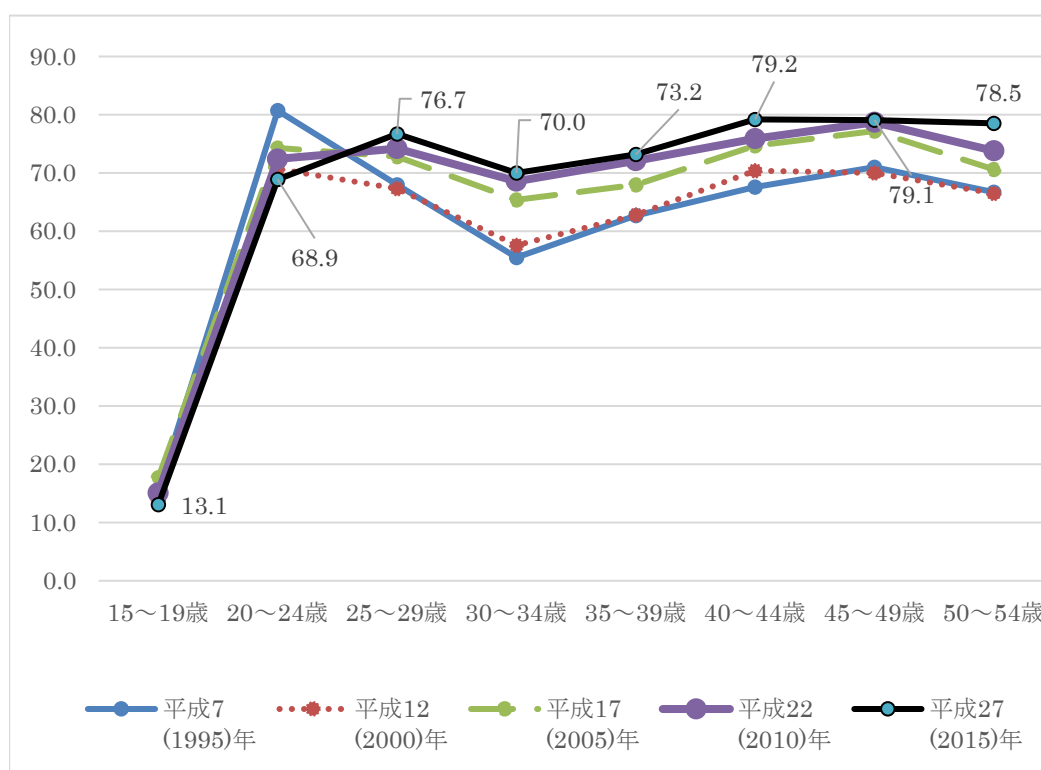
2 女性の就業状況

国勢調査による本市の女性の労働力率は、平成27（2015）年調査では、24歳までは過去データに対し最も低くなっていますが、25歳以上では、最も高くなっています。

結婚、出産、育児期に女性が離職し、子育てが終わると再び労働力となる、いわゆる女性の労働力率の「M字型曲線」は緩やかになってきており、20歳以上では、年代を通しての差があまりなくなってきました。

また、50歳を過ぎても、働く女性が増えてきています。

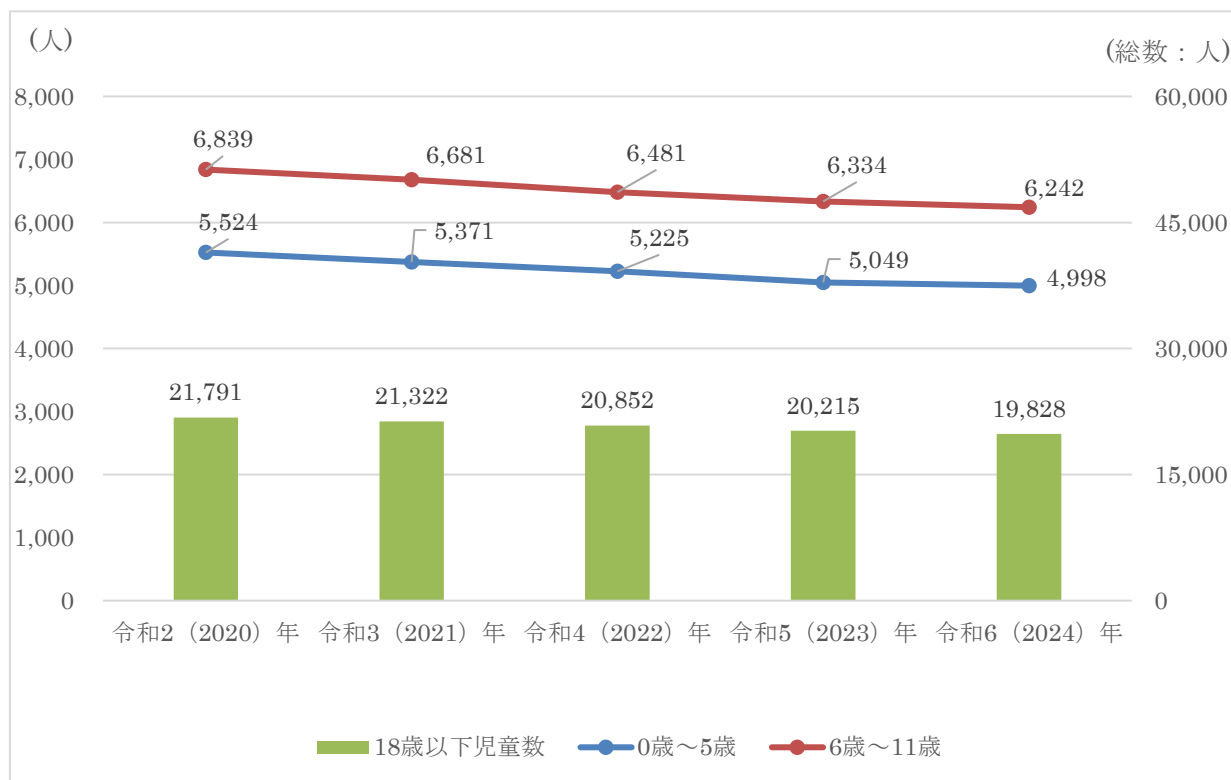
【本市の女性の年齢別労働力率の推移】



(出典：国勢調査)

3 将来の子ども人口

本計画の計画期間における人口推計結果は、以下のとおりとなります。18歳以下の人口は減少傾向となり、令和6（2024）年には19,828人となり、20,000人を下回ることが推測されます。



(単位：人)

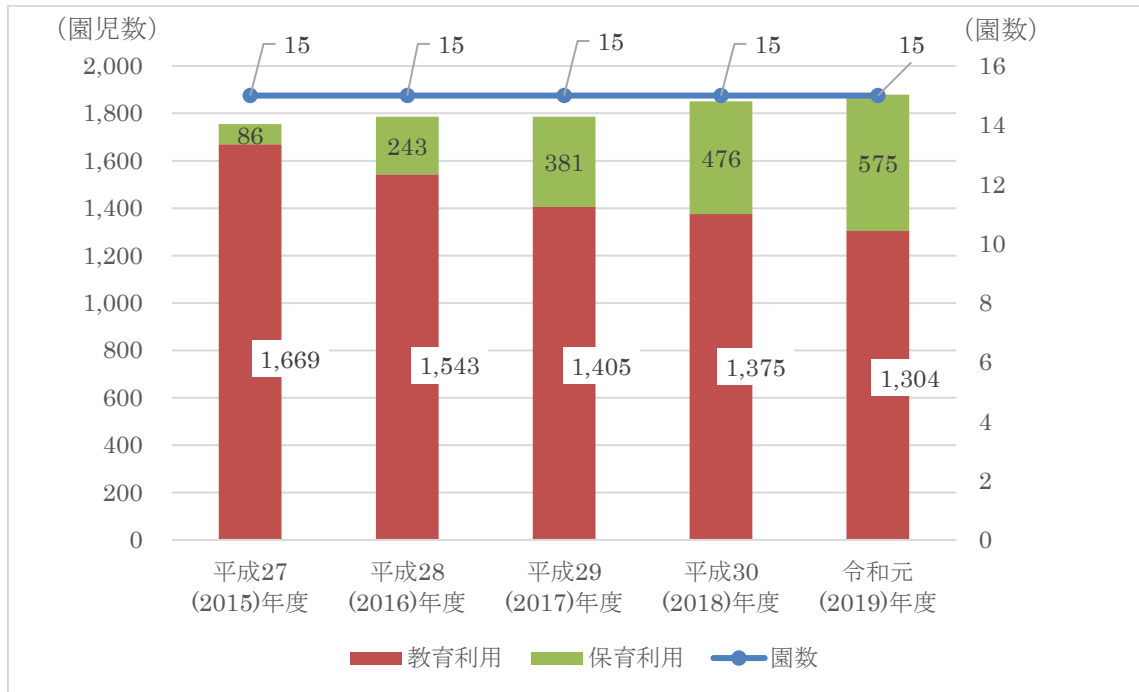
	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年	令和6 (2024) 年
0歳～5歳	5,524	5,371	5,225	5,049	4,998
6歳～11歳	6,839	6,681	6,481	6,334	6,242
18歳以下児童数	21,791	21,322	20,852	20,215	19,828

(出典：足利市の人口統計を基にした、コーホート法による算出)

4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の現状

(1) 幼稚園及び認定こども園の状況

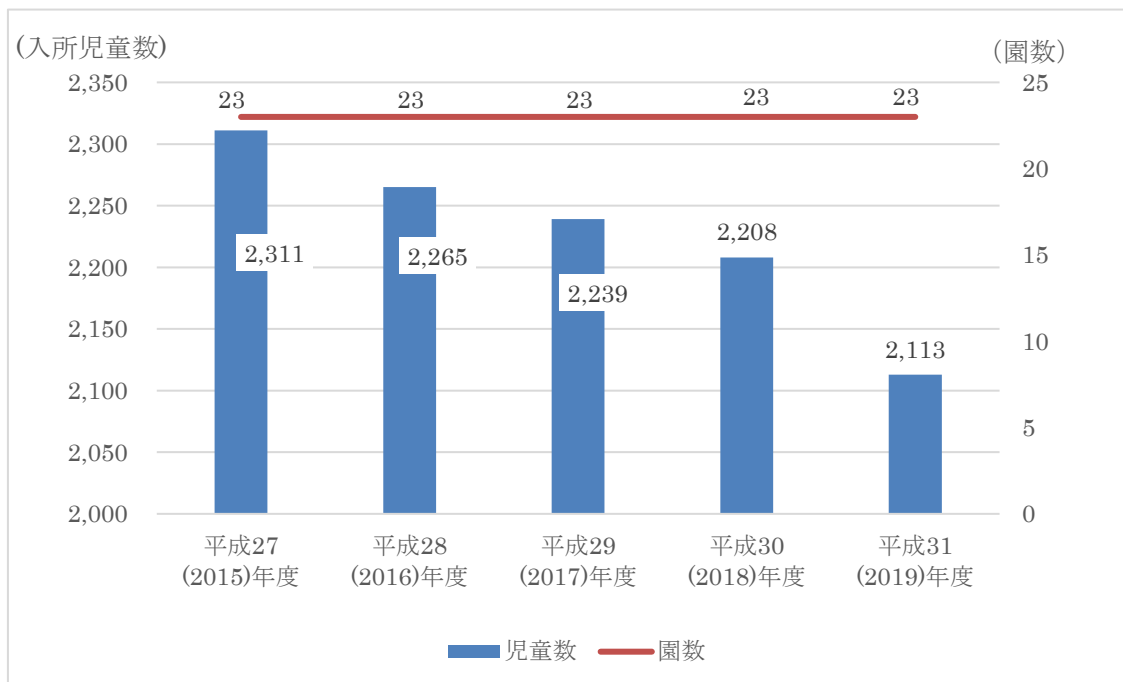
幼稚園及び認定こども園の教育利用の児童数は、新制度移行時の平成27（2015）年度に比べ減少傾向となっております。反対に、保育利用の児童数は、増加傾向にあります。



(出典：こども課資料、各年度5月1日現在)

(2) 保育所（園）の状況

保育認定を受けた入所児童数は、平成27（2015）年度から引き続き微減傾向にあります。保育認定を受ける児童数は認定こども園と合わせると増加しています。



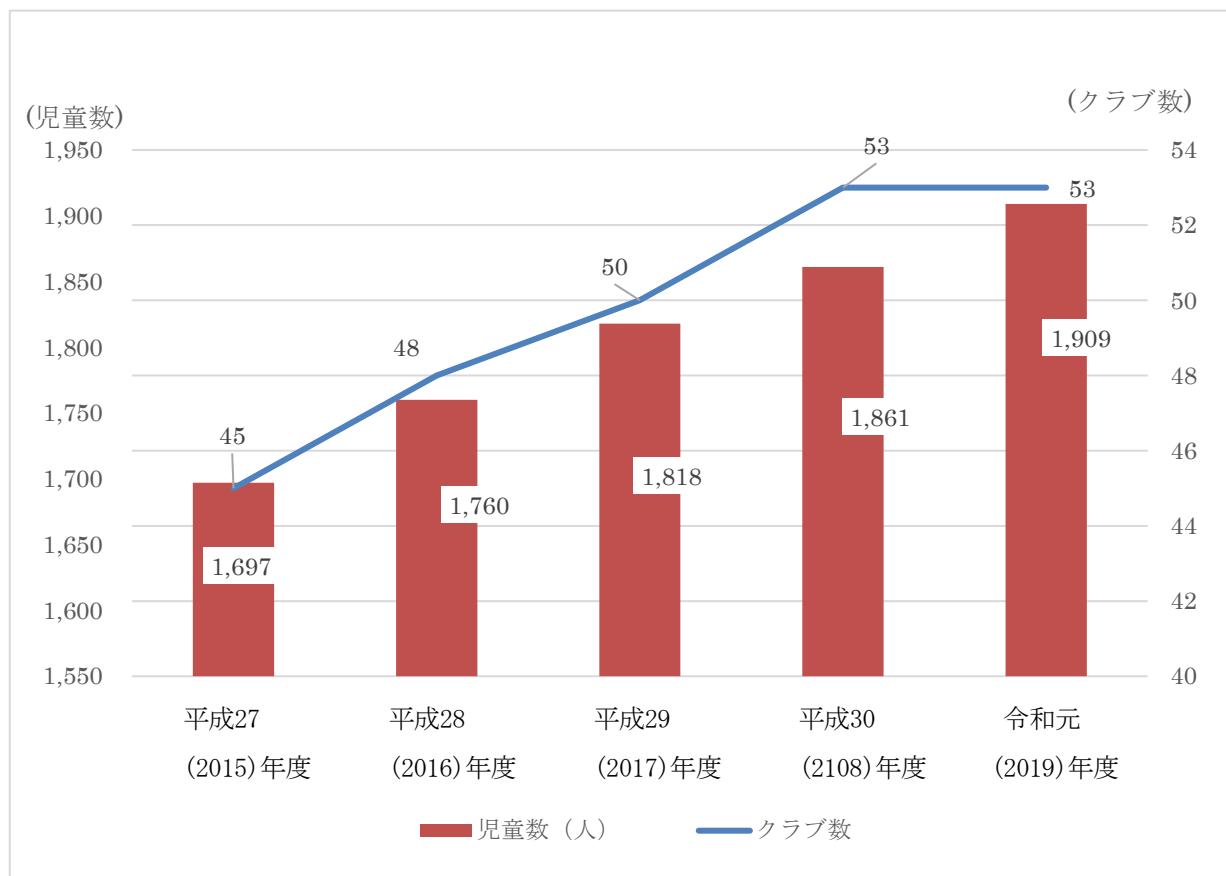
(出典：こども課資料、各年度4月1日現在)

(3) 放課後児童クラブの状況

小学校の児童数は減少していますが、放課後児童クラブを利用する児童数は、年々増加しており、令和元（2019）年度では1,909人の児童が利用しています。

また、平成26（2014）年9月に制定した「足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により専用区画の面積（児童一人につき概ね1.65㎡）、定員（概ね40人以下）の規定に伴い、クラブの増設や分割を行いました。

クラブ数は平成27（2015）年度には45クラブでしたが、令和元（2019）年度には53クラブで事業を実施しています。



(出典：児童家庭課資料、各年度4月1日現在)

5 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査報告書より抜粋）

（1）調査の目的

この調査は、幼稚園・保育所・学童保育所などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的としています。

（2）調査の種類、対象者及び実施概要

この調査の種類と対象者及び実施概要は下表のとおりです。

●調査の種類と対象者

種類	対象者	対象者数
就学前児童のいる世帯	平成30（2018）年11月1日現在、住民基本台帳に掲載されている就学前の児童がいる全世帯	1,800人
小学生児童のいる世帯	平成30（2018）年11月1日現在、住民基本台帳に掲載されている小学生の児童がいる全世帯	1,500人

●実施概要

種類	対象地域	調査形式	配布・回収方法	調査時期
就学前児童	足利市全域	アンケート調査	郵送配布、郵送回収。 幼稚園等を通して手渡し、回収。	平成31（2019）年 1月18日～29日
小学生児童	足利市全域	アンケート調査	郵送配布、郵送回収。 小学校を通して手渡し、回収。	平成31（2019）年 1月18日～29日

（3）回収結果

この調査の回収結果は下表のとおりです。

●回収結果

区分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,800	1,343	74.6%
小学生児童	1,500	1,230	82.0%
合計	3,300	2,573	78.0%

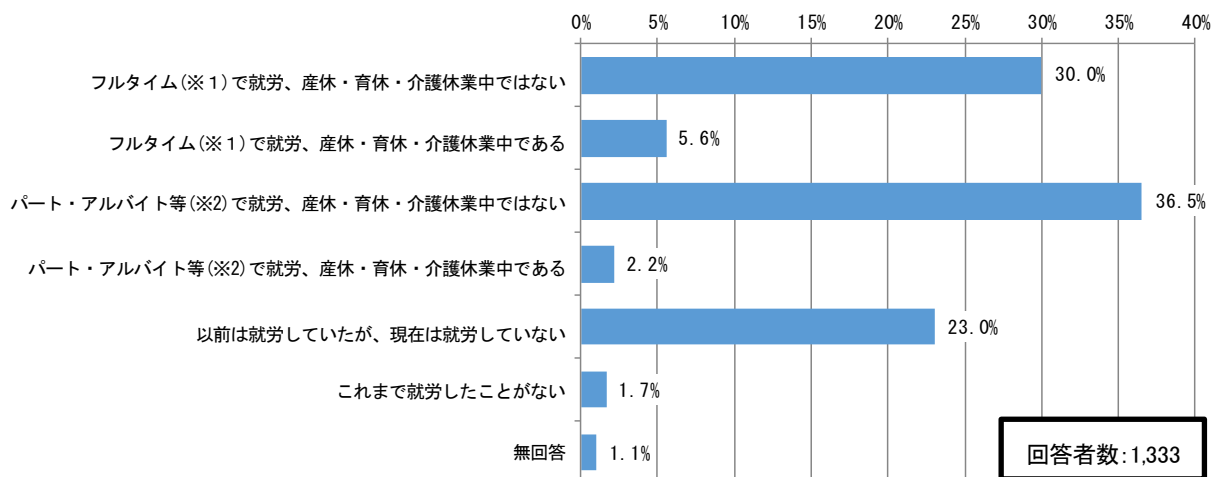
※ 調査結果の比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答については、回答者数を基数として百分率（%）で表しているため、合計が100%にならない場合があります。

(4) 就学前児童調査結果

【(4) - 1 保護者の就労状況】

①母親

「母親」の就労状況は、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.5%と最も多く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が23.0%となっています。

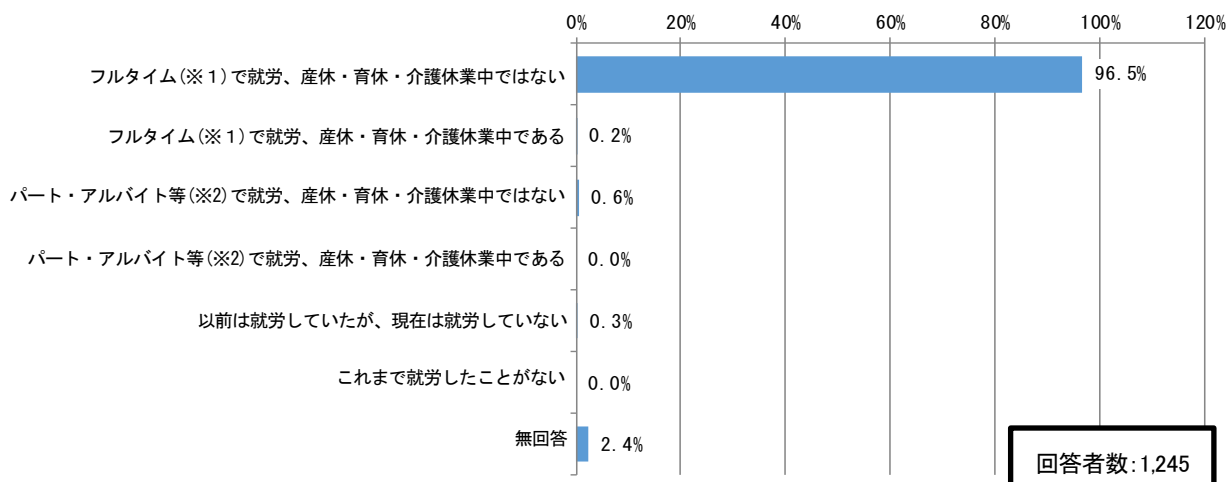


※1…1週5日程度・1日8時間程度の就労

※2…「フルタイム」以外の就労

②父親

「父親」の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が96.5%と最も多くなっています。産休・育休・介護休業中の割合はフルタイムで0.2%となっています。



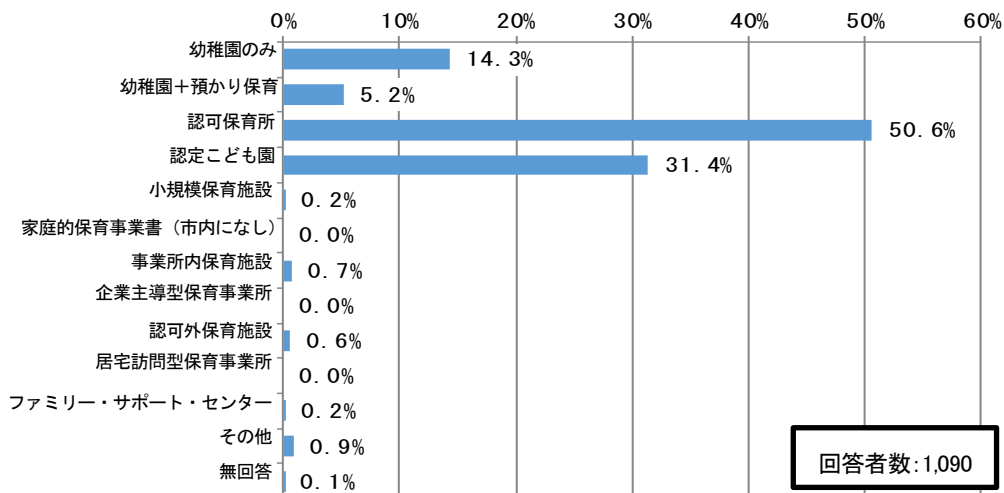
※1…1週5日程度・1日8時間程度の就労

※2…「フルタイム」以外の就労

【(4) - 2 平日に利用している事業と今後利用したい事業】

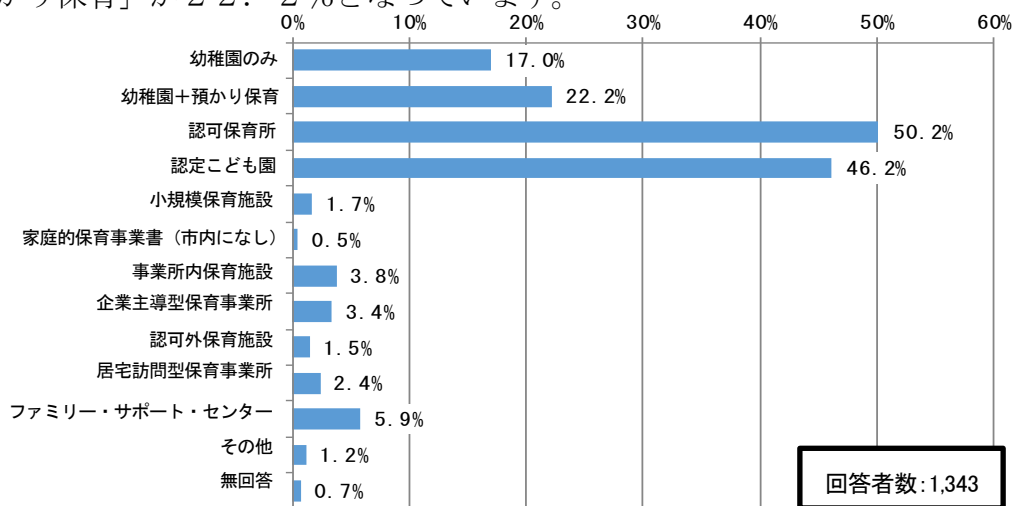
①平日に利用している事業

平日の教育・保育事業の現在の利用は、「認可保育所」の割合が50.6%と最も多く、次いで「認定こども園」が31.4%、「幼稚園のみ」が14.3%となっています。



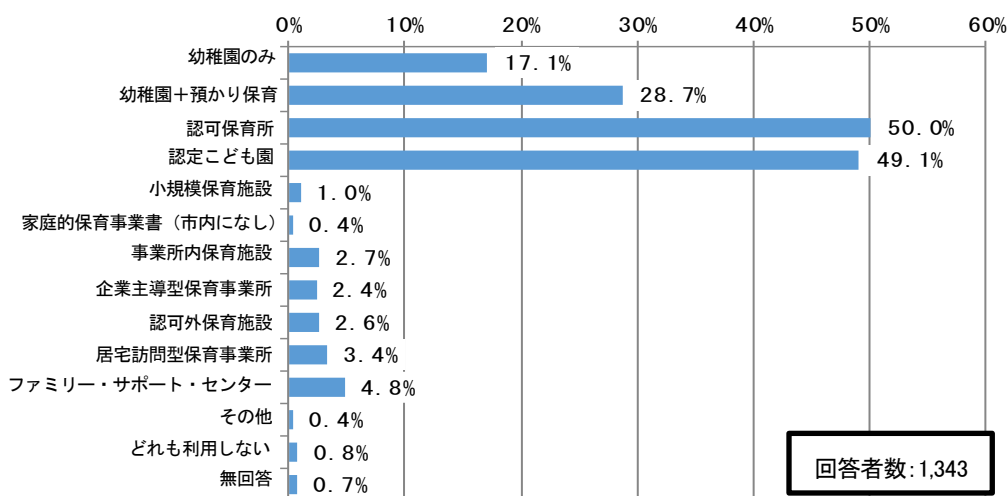
②平日に利用したい事業

「認可保育所」が50.2%と最も多く、次いで「認定こども園」が46.2%、「幼稚園+預かり保育」が22.2%となっています。



【(4) - 4 幼児教育・保育の無償化が実施された場合に、利用したいと考える事業】

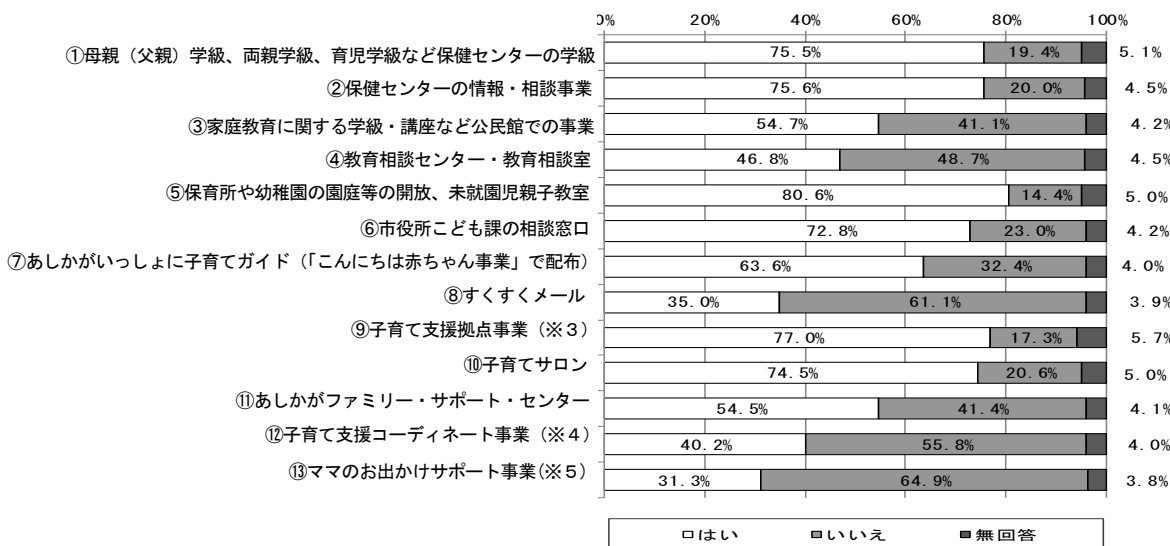
「認可保育所」が50.0%と最も多く、次いで「認定こども園」が49.1%、「幼稚園+預かり保育」が28.7%となっています。



【(4) - 5 市で実施している各事業の認知度と利用状況】

①認知度

「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放、未就園児親子教室」が80.6%と最も高く、次いで「⑨子育て支援拠点事業」が77.0%、「②保健センターの情報・相談事業」が75.6%となっています。



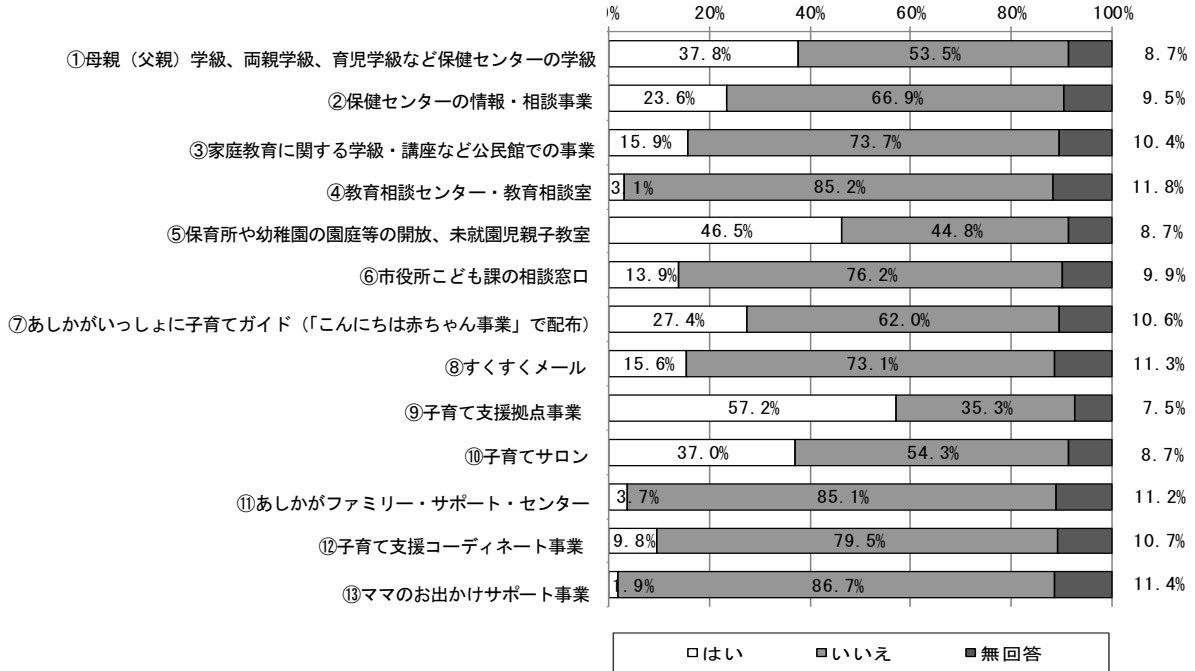
※3 子育て支援センター3か所、こども館4か所、しゃんしゃん広場、おひさま

※4 保健センター及びさいこう子育て支援センターで子育て中の悩みごとに応じた支援を行う事業

※5 さいこう子育て支援センターを利用した「預かり事業」

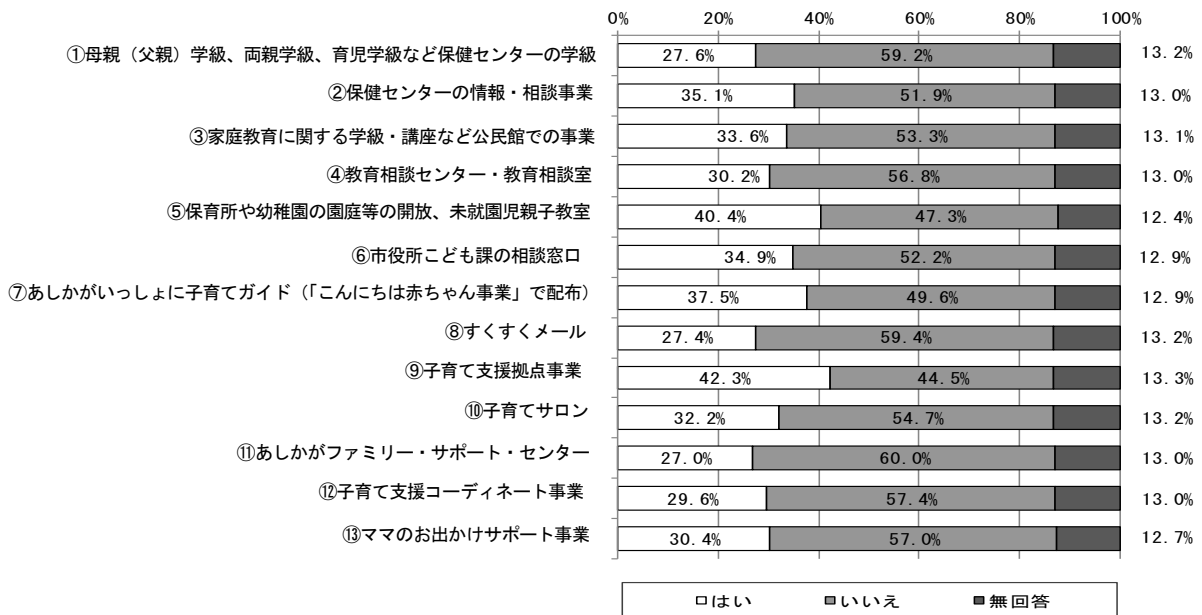
②利用状況

「⑨子育て支援拠点事業」が57.2%と最も高く、次いで「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放、未就園児親子教室」が46.5%、「①母親（父親）学級、両親学級、育児学級など保健センターの学級」が37.8%となっています。



③今後の利用希望

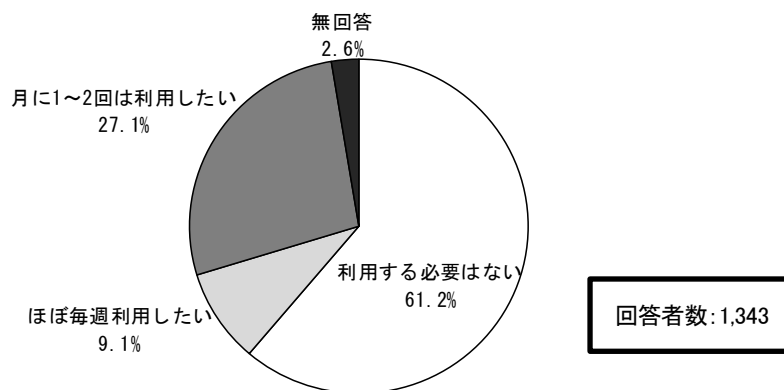
「⑨子育て支援拠点事業」が42.3%と最も高く、次いで「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放、未就園児親子教室」が40.4%、「⑦あしかがいっしょに子育てガイド」が37.5%となっています。



【(4) - 6 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望】

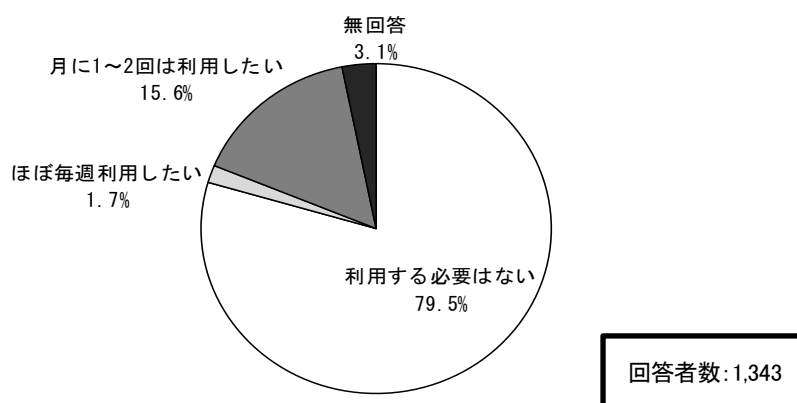
①土曜日

「利用する必要はない」が61.2%と最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が27.1%、「ほぼ毎週利用したい」が9.1%となっています。



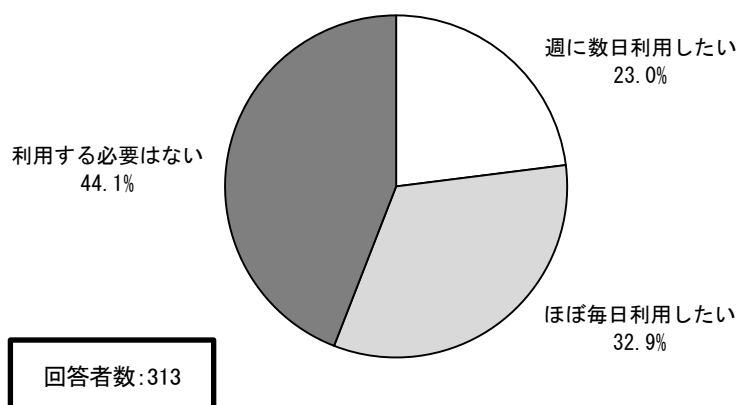
②日曜・祝日

「利用する必要はない」が79.5%と最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が15.6%、「ほぼ毎週利用したい」が1.7%となっています。



③長期休暇中

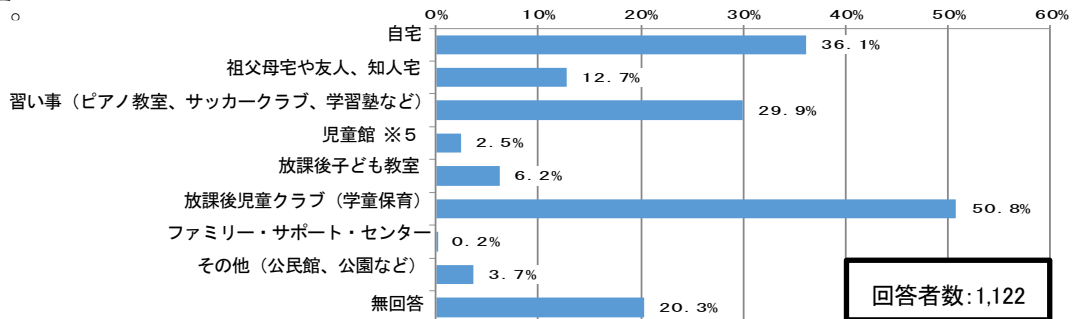
幼稚園利用者のうち長期休暇（夏休みなど）中、「週に数日利用したい」が23.0%と最も多く、次いで「ほぼ毎日利用したい」が32.9%、「利用する必要はない」が44.1%となっています。



【(4) - 7 小学校就学後の放課後の過ごし方】

①小学校低学年（1～3年生）のうちの過ごし方

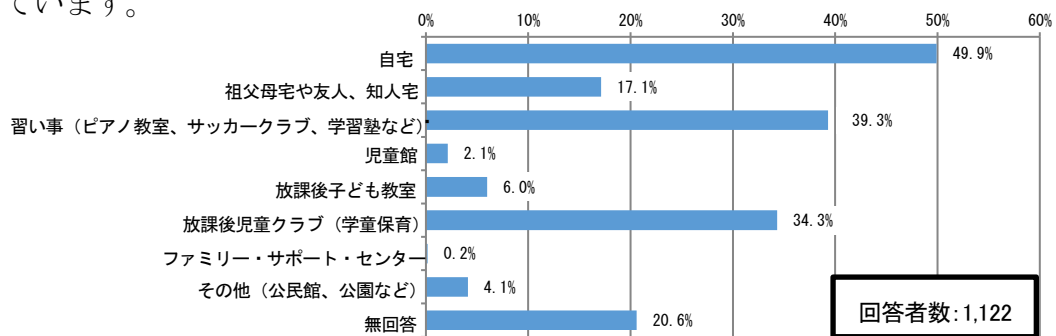
「放課後児童クラブ（学童保育）」が50.8%と最も多く、次いで「自宅」が36.1%、
「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が29.9%となっています。



※5 児童館で行う放課後児童クラブの利用を希望する場合は「放課後児童クラブ（学童保育）」に回答。

②小学校高学年（4～6年生）の過ごし方

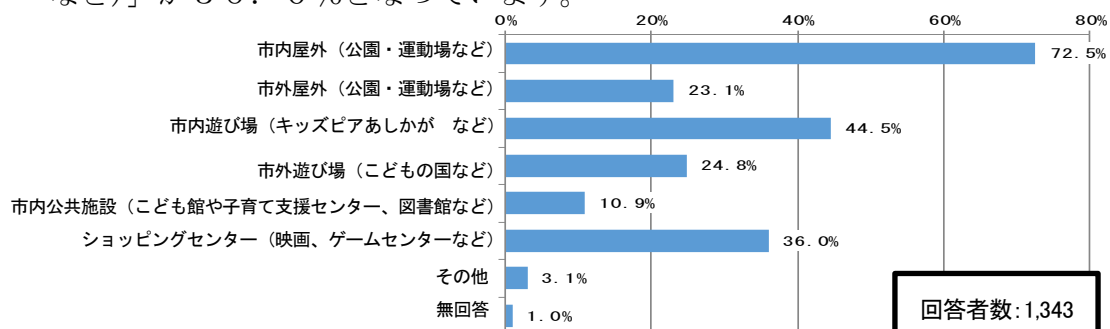
「自宅」が49.9%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が39.3%、
「放課後児童クラブ（学童保育）」が34.3%となっています。



【(4) - 8 子どもの遊び場】

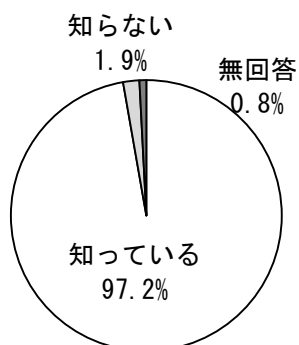
①日頃の遊び場

「市内屋外（公園・運動場など）」が72.5%と最も多く、次いで「市内遊び場（キッズピアあしかがなど）」が44.5%、
「ショッピングセンター（映画・ゲームセンターなど）」が36.0%となっています。



②足利市屋内子ども遊び場「キッズピアあしかが」認知度

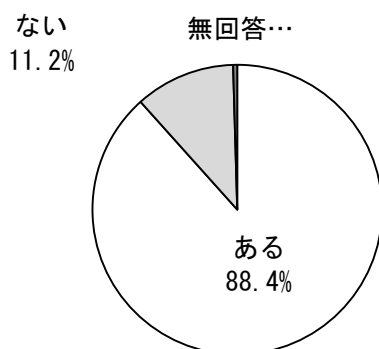
「知っている」が97.2%と多く、「知らない」は1.9%となっています。



回答者数:1,343

③「キッズピアあしかが」利用の有無

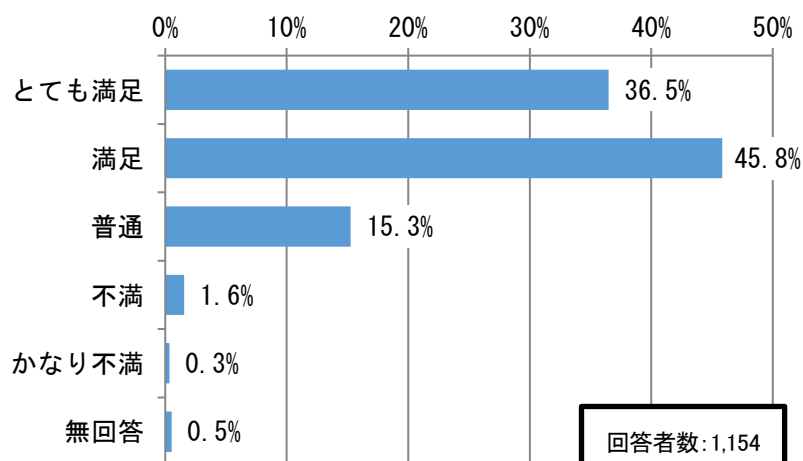
「ある」が88.4%と多く、「ない」は11.2%となっています。



回答者数:1,306

④「キッズピアあしかが」満足度

「満足」が45.8%と最も多く、次いで「とても満足」が36.5%、「普通」が15.3%となっています。



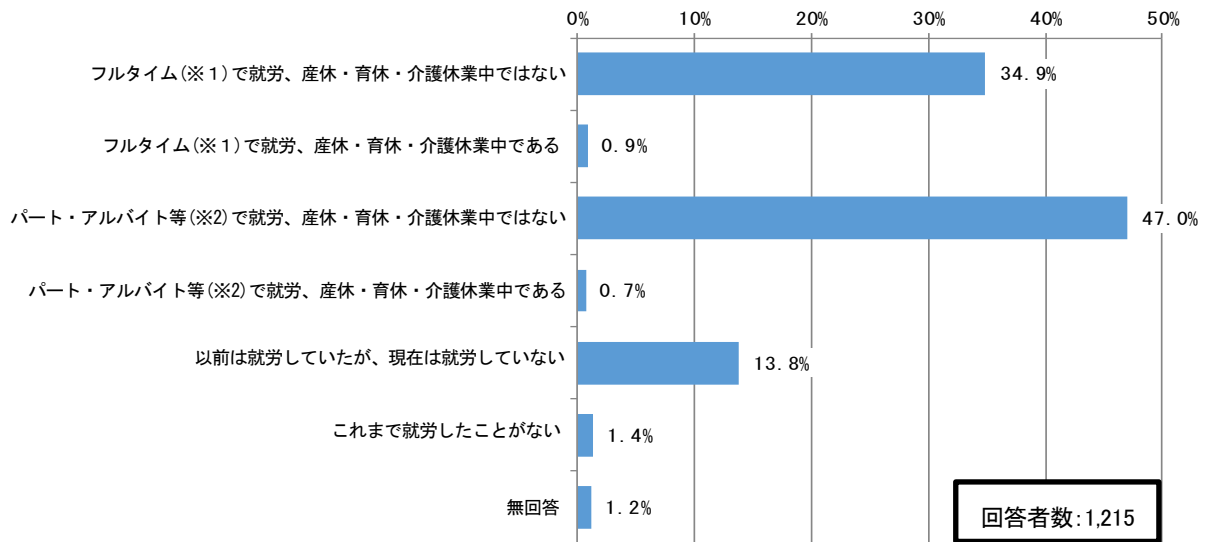
回答者数:1,154

(5) 小学生調査結果

【(5) - 1 保護者の就労状況について】

①母親

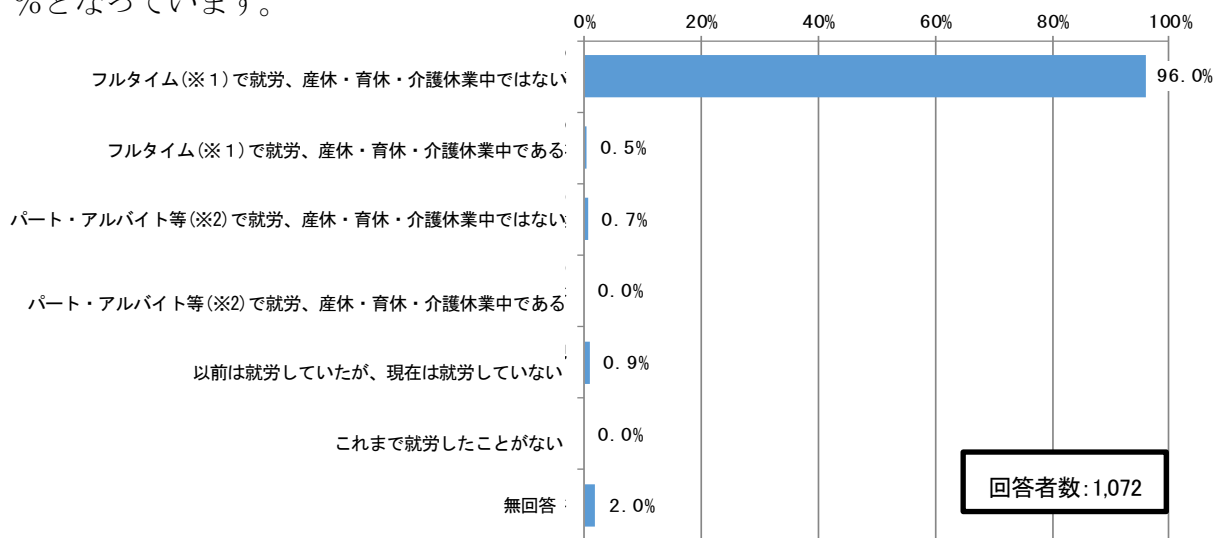
「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が47.0%と最も多く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が34.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13.8%となっています。



※1…1週5日程度・1日8時間程度の就労 ※2…「フルタイム」以外の就労

②父親

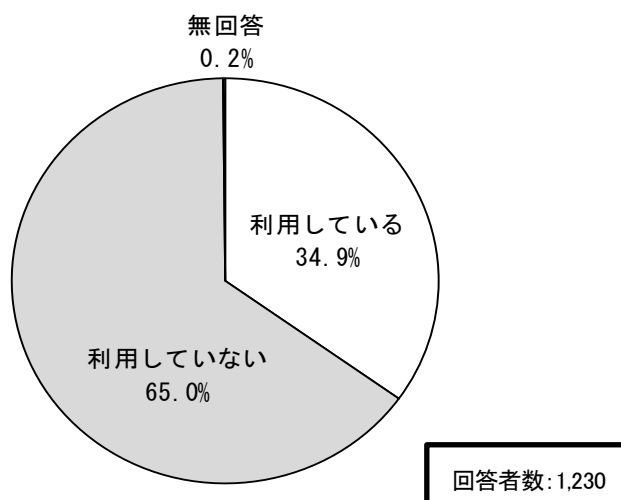
「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が96.0%と最も多く、次いで「以前（学校卒業後以降）は就労していたが、現在は就労していない」が0.9%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が0.7%となっています。



※1…1週5日程度・1日8時間程度の就労 ※2…「フルタイム」以外の就労

【(5) - 2 放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況】

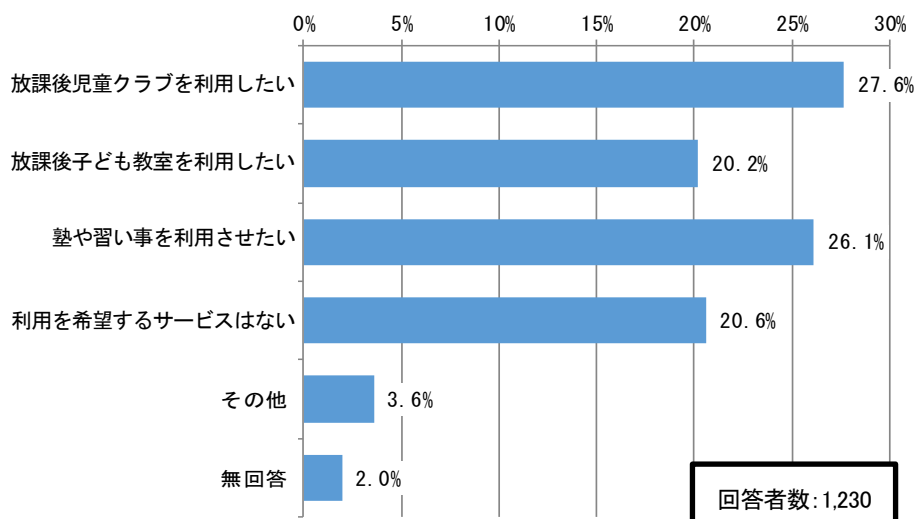
「利用していない」が65.0%と多く、「利用している」は34.9%となっています。



【(5) - 3 平日の放課後の過ごし方】

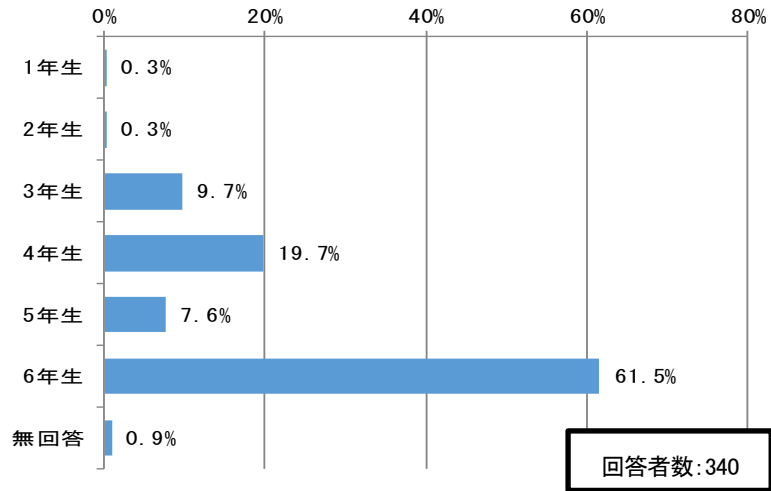
①放課後の過ごし方

「放課後児童クラブを利用したい」が27.6%と最も多く、次いで「塾や習い事をさせたい」が26.1%、「利用を希望するサービスは特にはない」が20.6%となっています。



②放課後児童クラブの利用希望

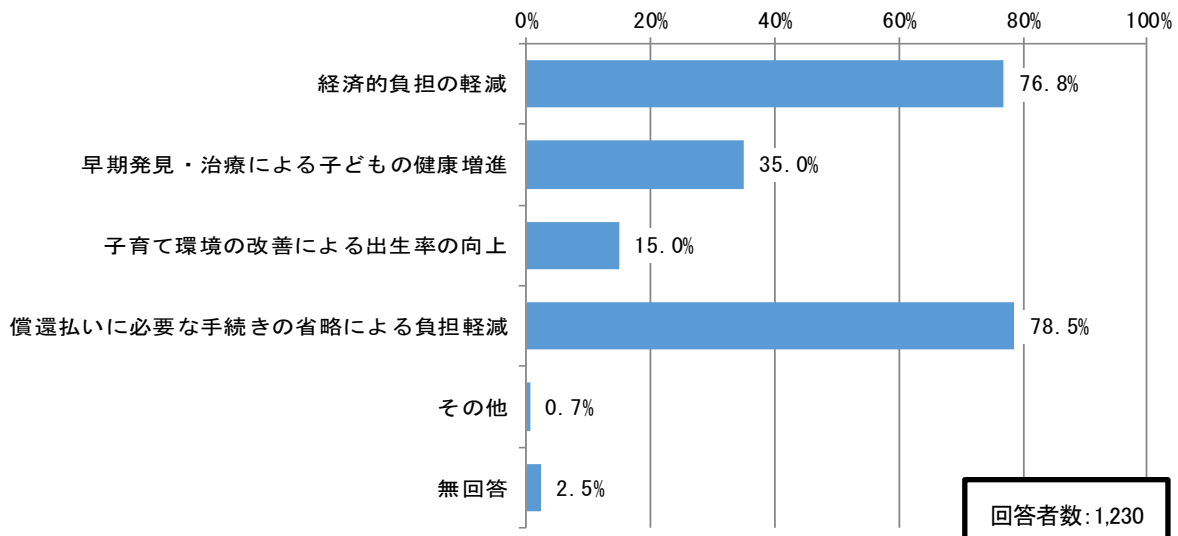
放課後児童クラブを何年生まで利用したいかについては、「6年生」が61.5%と最も多く、次いで「4年生」が19.7%、「3年生」が9.7%となっています。



【(5) - 4 こども医療費助成の現物給付】

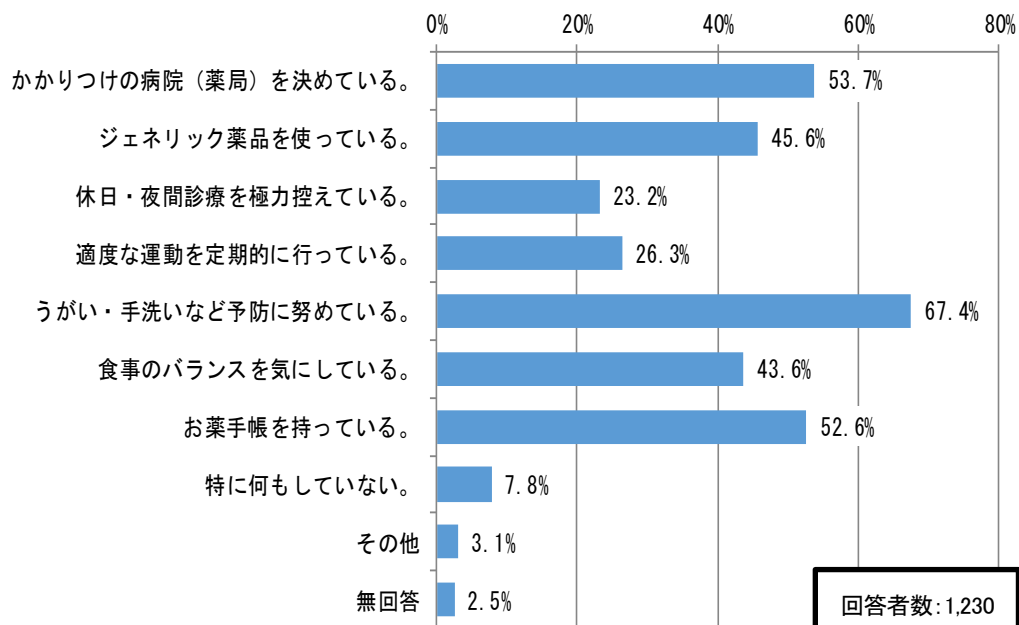
①こども医療費助成制度の拡大に期待すること

「償還払いに必要な手続きの省略による負担軽減」が78.5%と最も多く、次いで「経済的負担の軽減」が76.8%、「早期発見・治療による子どもの健康増進」が35.0%となっています。



②医療費がかからないように努力をしていること

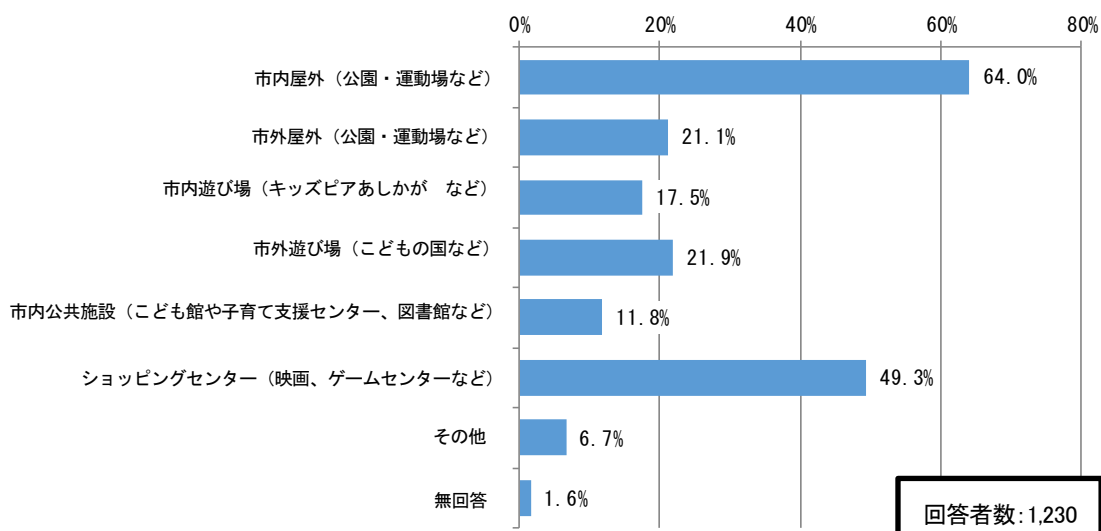
「うがい・手洗いなど予防に努めている。」が67.4%と最も多く、次いで「かかりつけの病院（薬局）を決めている。」が53.7%、「お薬手帳を持っている。」が52.6%となっています。



【(5) - 5 子どもの遊び場】

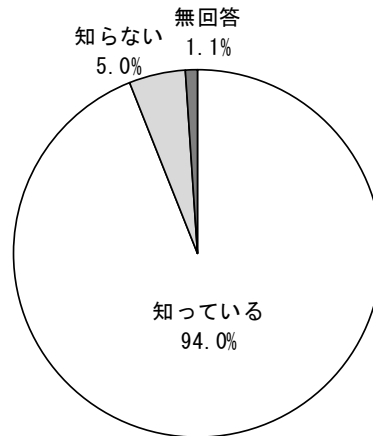
① 遊び場

「市内屋外（公園・運動場・校庭など）」が64.0%と最も多く、次いで「ショッピングセンター（映画・ゲームセンターなど）」が49.3%、「市外遊び場（こどもの国など）」が21.9%となっています。



②足利市屋内子ども遊び場「キッズピアあしかが」認知度

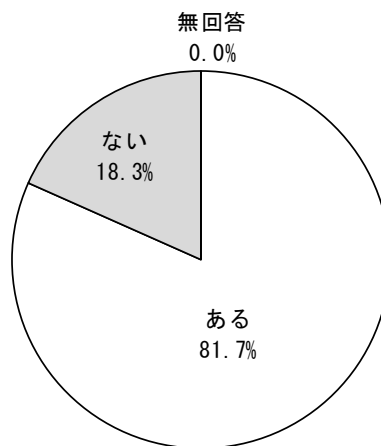
「知っている」が94.0%と多く、「知らない」は5.0%となっています。



回答者数:1,230

③「キッズピアあしかが」利用の有無

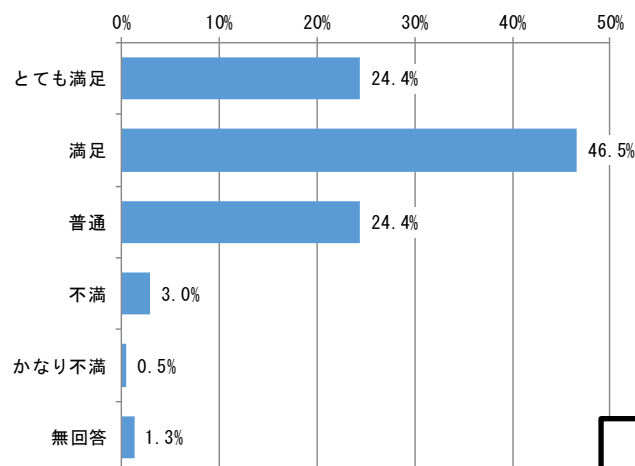
「ある」が81.7%と多く、「ない」は18.3%となっています。



回答者数:1,156

④「キッズピアあしかが」満足度

「満足」が46.5%と最も多く、次いで「とても満足」が24.4%、「普通」が24.4%となっています。



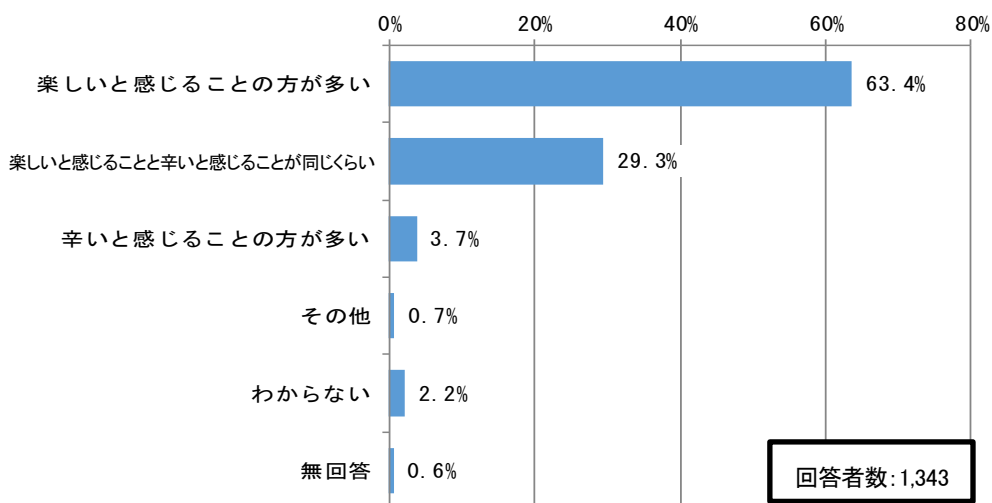
回答者数:944

(6) 就学前児童と小学生の共通調査結果

【(6) - 1 子育ての楽しさや不安について】

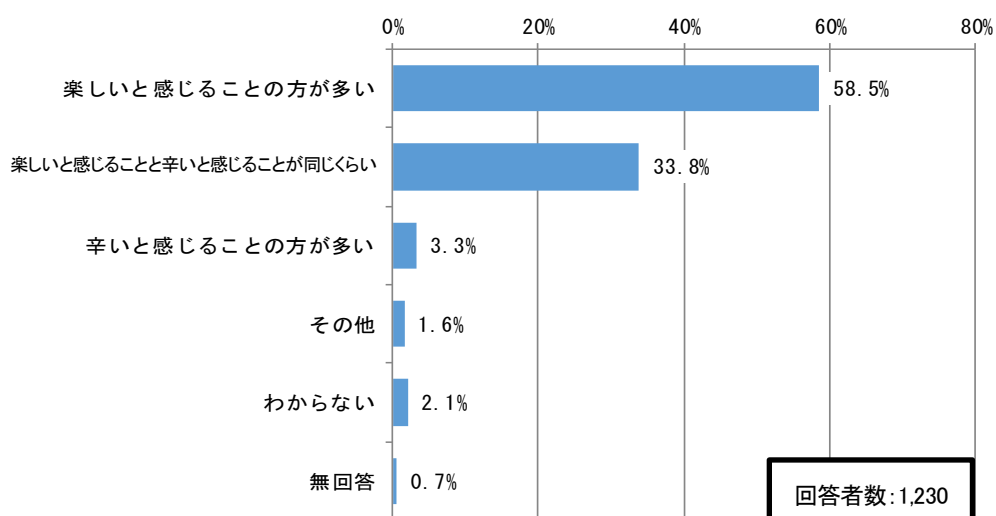
① 就学前児童

「楽しいと感じることの方が多い」が63.4%と最も多く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が29.3%、「辛いと感じることの方が多い」が3.7%となっています。



② 小学生

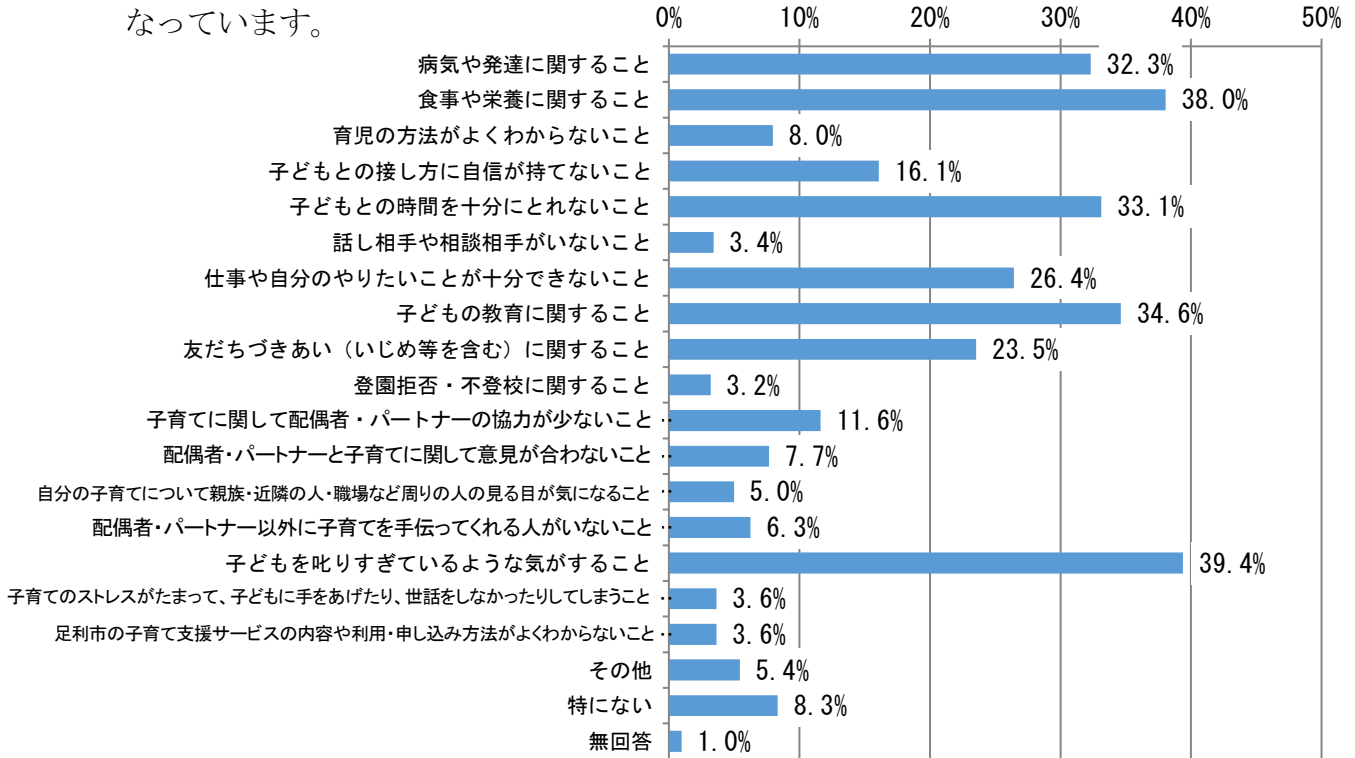
「楽しいと感じることの方が多い」が58.5%と最も多く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が33.8%、「辛いと感じることの方が多い」が3.3%となっています。



【(6) - 2 子育てについて、日頃悩んでいることや気になること】

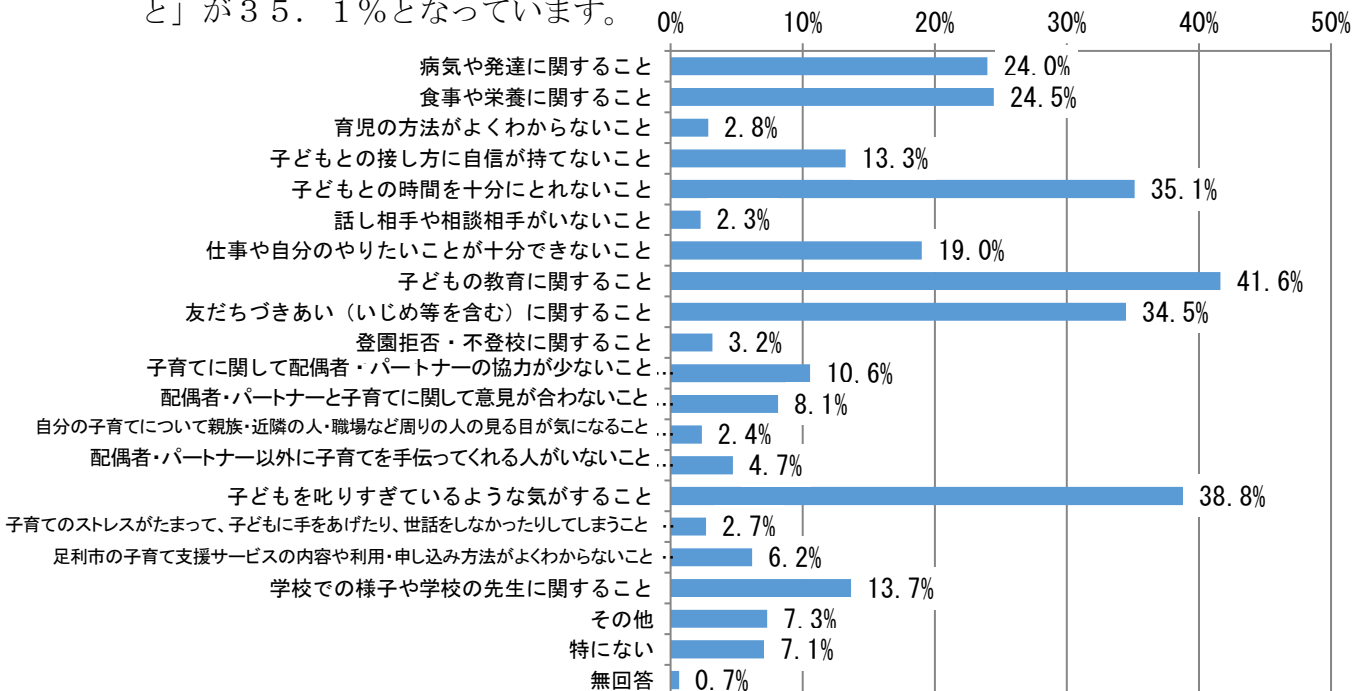
①就学前児童

「子どもを叱り過ぎているような気がする」とが39.4%と最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」が38.0%、「子どもの教育に関すること」が34.6%となっています。



②小学生

「子どもの教育に関すること」が41.6%と最も多く、次いで「子どもを叱り過ぎているような気がする」とが38.8%、「子どもとの時間を十分に取れないこと」が35.1%となっています。



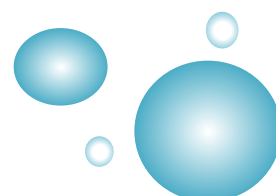
6 「足利市子ども・子育て支援事業計画」に係る分析・評価

平成27（2015）年3月に策定した「足利市子ども・子育て支援事業計画」の平成30（2018）年度末の進捗状況は次のとおりです。

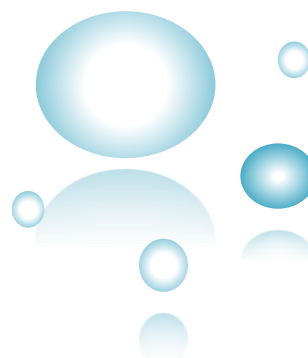
事業名	実績				令和元 (2019)年度 目標事業量 (C)	平成30 (2018)年度 目標達成度 (B/C) %
	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度 (B)		
通常保育事業（か所）	28	29	33	32	32	※
延長保育事業（か所）	28	29	33	32	32	100.0
休日保育事業（か所）	1	1	1	1	1	100.0
病児・病後児保育 事業（か所）	病児・病後児対応型	1	1	1	1	100.0
	体調不良時対応型	2	2	3	3	100.0
放課後児童健全育 成事業 (放課後児童クラブ)	(人)	1,697	1,760	1,818	1,920	105.0
	(か所)	45	48	50	53	100.0
地域子育て支援拠点（か所）	8	8	8	8	8	100.0
一時預かり事業（か所）	14	14	14	13	16	81.3
ショートステイ事業（か所）	1	1	1	1	1	100.0
ファミリー・サポー ト・センター事業	設置箇所	1	1	1	1	100.0
	活動件数	901	769	588	944	1,500

※ 保育所数の増減で目標達成度を測ることはできないため、空欄としています。

— 第 4 章 —



子ども・子育て支援法に係る
量の見込みと提供体制、確保の方策



第4章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

1 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

市内の教育・保育施設の利用については、保護者が通勤などを考慮し、遠方の利用があること、車で30分以内で移動できること、幼稚園・保育園の送迎バスを利用するなど、もともと居住地域にとらわれず広域の利用が行われています。

居住地域の人口変動に左右されることなく、需要推計を立てやすく、計画的に対応することができることや、利用者が特徴のある教育・保育を選べるなどのメリットも考慮し、細分化せず、第1期に引き続き、市全体での1区域を設定することが望ましいと考えます。

1区域（市全域）	幼稚園（認定こども園含む）	保育所（園）
	15	23

2 計画の推進方策

(1) 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

① 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）

幼稚園などの利用を希望するか（1号認定）、もしくは保護者の就労などの事由により保育を必要とする（2号認定）、3歳から小学校就学前までの児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整えます。

（単位：人）

区分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
見込み ①量の	1号認定	946	842	760	672	621
	2号認定 (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	315	328	340	350	375
方策 ②確保	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	1,066	1,066	1,066	1,066	1,066
	確認を受けない幼稚園	432	432	432	432	432
②-①		237	328	398	476	502

② 保育所（園）など（2号認定、3～5歳児）

保護者の就労などの事由により保育を必要とする3歳から小学校就学前までの児童に対して、保育所の必要量を確保し、保育の提供体制を整えます。

（単位：人）

区分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の 見込み	2号認定	1,624	1,572	1,542	1,495	1,515
	市外受託	56	53	52	50	48
	市外委託	15	15	15	15	15
	小計（2号認定+市外受託-市外委託）	1,665	1,610	1,579	1,530	1,548
②確保 方策	特定教育・保育施設 (保育所)	1,779	1,779	1,779	1,779	1,779
②-①		114	169	200	249	231

③ 保育所（園）など（3号認定、0～2歳児）

保護者の就労などの事由により保育を必要とする0歳から2歳までの児童に対して、保育所の必要量を確保し、保育の提供体制を整えます。

（単位：人）

区 分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	
① 量の 見込み	3号認定	0歳	309	302	296	291	286
		1・2歳	1,026	1,032	1,016	996	978
	市外受託		45	43	43	41	40
	市外委託		10	10	10	10	10
	小 計（2号認定+市外受託-市外委託）		1,370	1,367	1,345	1,318	1,294
② 確保 方策	特定教育・保育施設 （認定こども園、保育所）	0歳	306	306	306	306	306
		1・2歳	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054
	特定地域型保育事業 （家庭的保育、小規模保育等）	0歳	3	3	3	3	3
		1・2歳	9	9	9	9	9
	企業主導型保育施設	0歳	10	10	10	10	10
		1・2歳	39	39	39	39	39
	小 計		1,421	1,421	1,421	1,421	1,421
②-①		51	54	76	103	127	

（2）地域子ども・子育て支援事業の推進

① 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子育て家庭の個別ニーズを把握し、子育てに関する「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行うと同時に、地域との連携・協働体制づくりを行っていきます。

区 分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
① 量の 見込み（か所）	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
② 確保 方策（か所）	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
② - ①（基本型・特定型）		0	0	0	0	0
② - ①（母子保健型）		0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育て支援センターやこども館等を通じ、地域の子育て資源の発掘・育成に継続的に取り組み、子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進していきます。

区分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人日)	39,657	39,564	38,880	38,148	37,448
②施設数(か所)	8	8	8	8	8

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠届出時に母子健康手帳と妊婦健康診査受診券を発行するとともに、医療機関と連携し、妊婦の健康の保持増進を図れるよう努めます。

区分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人)	10,526	10,313	10,101	9,936	9,735

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

支援が必要な家庭に対して、適切なサービスに結びつけ、子どもが健全に育成できるように努めます。

区分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人)	833	816	800	786	771

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

区分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人)	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
②確保方策(人)	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
②-①	0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ))です。

引き続き、一時的に養育困難な状況となった児童の受入体制の完備に努め、子育て家庭に対する支援の充実を図ります。

区分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人日)	50	50	50	50	50
確保方策	②(人日)	600	600	600	600
	③(か所)	7	7	7	7
②-①(人日)	550	550	550	550	550

⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する保護者の子育てを支援するため、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

事業の周知・広報及び会員の確保に努め、安心して子育てができる環境を整備し、ゆとりを持って子育てができるよう活動を進めます。また、会員同士が交流することにより、地域における子育て機能の強化を目指します。

区分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人日)	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
②確保方策(人日)	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
②-①(人日)	0	0	0	0	0

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かる事業です。地域の子育て家庭のニーズを把握しながら、子育て環境の整備を行っていきます。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

区 分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み (人日)	1号認定による利用	3,694	3,509	3,369	3,200	3,168
	2号認定による利用	42,485	40,361	38,746	36,809	36,440
	小計	46,179	46,179	46,179	46,179	46,179
確保方策	②(人日)	46,179	43,870	42,115	40,009	39,608
	③(か所)	15	15	15	15	15
②-①		0	0	0	0	0

【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化型事業を除く。）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

区 分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人日)		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
②確保方策 (人日)	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化型事業を除く)	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
	小計	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
③施設数 (か所)	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	14	14	14	14	14
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
	小計	14	14	14	14	14
②-①		0	0	0	0	0

⑨ 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行います。開所時間を超えた保育体制を整備していくことで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ります。

区 分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人)	624	607	590	571	568
②確保方策(人)	624	607	590	571	568
③施設数(か所)	28	28	28	28	28
②-①	0	0	0	0	0

⑩ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

病児または病気の回復期の児童で、集団保育や通学ができない児童(小学校3年生まで)を一時的に預かります。

育児・子育て中であっても、安心して仕事ができる環境を整備していくことで、「仕事」と「子育て」の両立を支援し、児童の福祉の向上を図ります。

区 分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②確保 方策 (人日)	病児保育事業	1,200	1,200	1,200	1,200
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化型事業を除く)	0	0	0	0
	小計	1,200	1,200	1,200	1,200
③施設数 (か所)	病児・病後児対応型	1	1	1	1
	体調不良児対応型	3	3	3	3
	非施設型(訪問型)	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労や疾病等により、放課後や学校休業日に家族と一緒に過ごすことのできない小学校に就学している児童に対し、生活の場を提供し適切な遊びなどを通じて健全育成を図る事業です。

利用児童の増加により、放課後児童クラブが不足する地区において、新規クラブの開設等を推進し、児童がより快適な環境において健やかに育成されることを目指します。

【市合計】

区 分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人)	小学校低学年	1,769	1,764	1,709	1,677	1,594
	小学校高学年	588	555	548	542	541
②確保方策(人)		2,060	2,180	2,260	2,260	2,260
③施設数(か所)		54	57	59	59	59
②-①		△297	△139	3	41	125

【中央地区（けやき・青葉・東山・桜）】

区 分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人)		369	364	352	348	334
量の見込み (内訳)	1年生	93	89	86	88	75
	2年生	95	93	89	87	88
	3年生	90	96	93	89	87
	4年生	29	27	28	28	27
	5年生	30	29	27	29	28
	6年生	32	30	29	27	29
②確保方策(人)		300	340	340	340	340
②-①		△69	△24	△12	△8	6

【東地区（毛野・毛野南・富田）】

区 分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人)		318	312	304	301	288
量の見込み (内訳)	1年生	78	74	73	74	63
	2年生	80	78	74	73	74
	3年生	75	80	78	75	73
	4年生	27	25	27	26	25
	5年生	28	27	25	27	26
	6年生	30	28	27	26	27
②確保方策(人)		290	290	290	290	290
②-①		△28	△22	△14	△11	2

【西地区（三重・山前・坂西北・葉鹿・小俣）】

区 分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人)		600	590	574	564	545
量の見込み (内訳)	1年生	148	141	138	140	120
	2年生	152	149	142	138	141
	3年生	144	153	149	142	139
	4年生	50	46	49	48	46
	5年生	51	50	46	49	49
	6年生	55	51	50	47	50
②確保方策(人)		575	575	575	575	575
②-①		△25	△15	1	11	30

【南地区（山辺・南・矢場川・梁田・久野・筑波・御厨）】

区 分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①量の見込み(人)		847	834	814	797	767
量の見込み (内訳)	1年生	218	208	204	206	177
	2年生	225	219	209	204	208
	3年生	212	225	220	210	205
	4年生	61	57	61	59	56
	5年生	63	61	58	61	60
	6年生	68	64	62	57	61
②確保方策(人)		715	755	835	835	835
②-①		△132	△79	21	38	68

【北地区（北郷・大月・名草）】

区 分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み(人)		223	219	213	209	201
量の見込み (内訳)	1年生	53	51	49	50	44
	2年生	55	53	51	50	50
	3年生	51	55	54	51	50
	4年生	20	19	20	19	18
	5年生	21	20	19	20	19
	6年生	23	21	20	19	20
②確保方策(人)		180	220	220	220	220
②-①		△43	1	7	11	19

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等について適正化を図ります。

区 分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実施予定	1	1	1	1	1

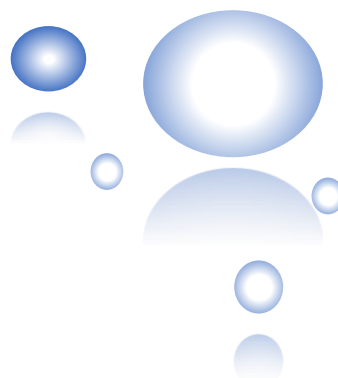
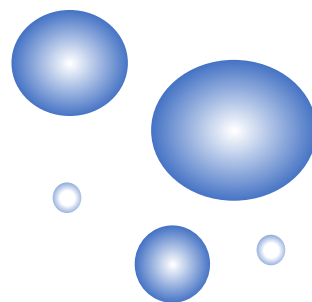
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本市の状況をふまえながら、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を適正に促進するための調査・研究を行います。

区 分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実施予定	0	0	0	0	0

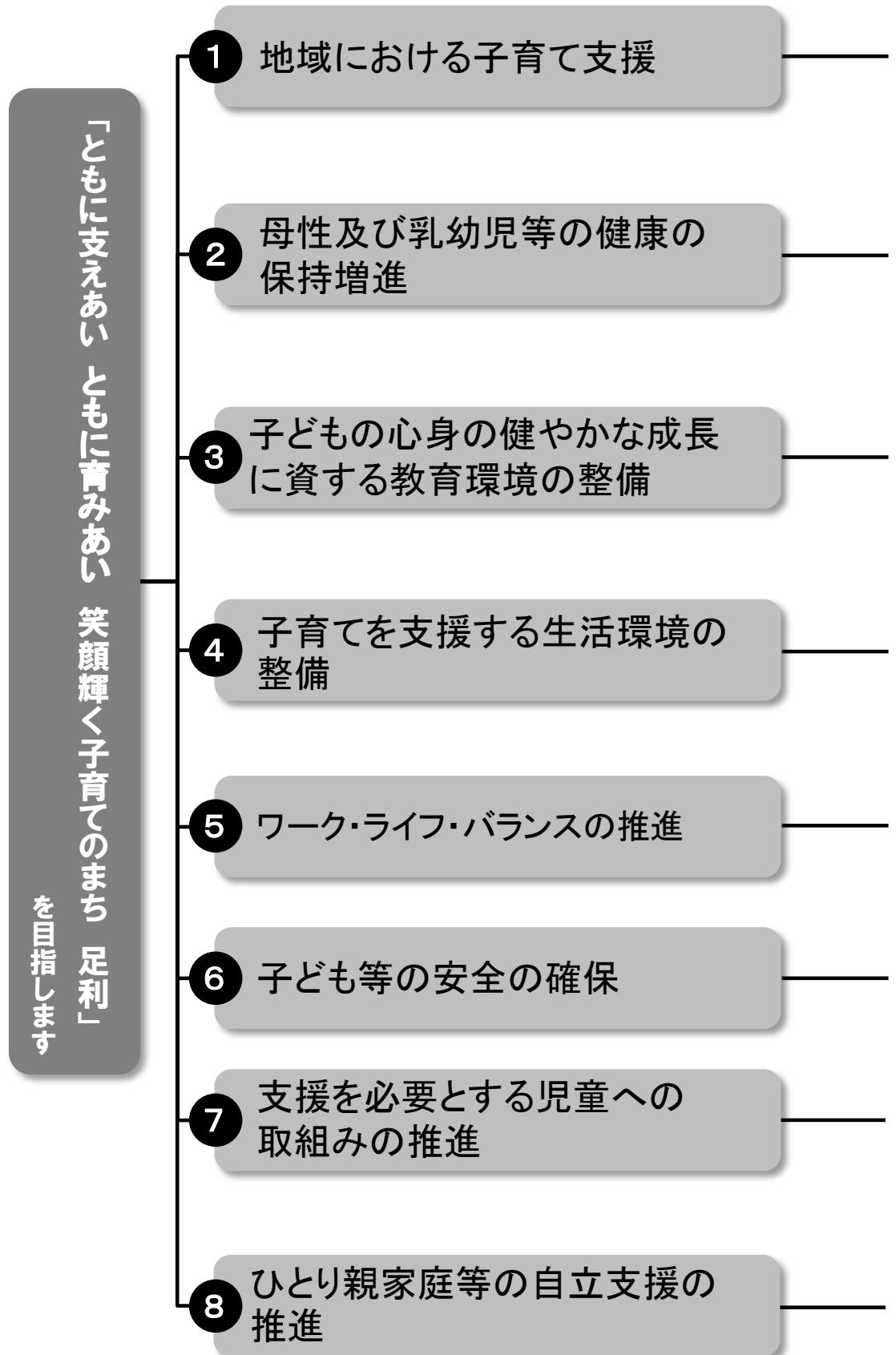
—第5章—

● 子育てに関する総合的な施策の展開 ●



第5章 子育てに関する総合的な施策の展開

本計画における計画の体系は以下のとおりとなります。



- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子どもの健全育成
- (5) 子育てへの経済的支援

- (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 食育の推進
- (4) 小児医療の充実

- (1) 学校・家庭・地域のつながりの中での教育力の向上
- (2) 子どもがたくましく生きる力の育成
- (3) 就学援助及び高校等への修学支援
- (4) 青少年健全育成の推進

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 子どもの遊び場の整備充実

- (1) 男女共同参画社会の促進
- (2) 仕事と子育ての両立のための支援
- (3) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

- (1) 交通事故対策の推進
- (2) 子どもを犯罪から守るための活動の推進
- (3) 子どもを災害から守るための活動の推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 障がいのある子どもへの支援
- (3) 経済的支援の充実

- (1) 相談機能の充実及び自立意識の高揚
- (2) 子育て・生活支援策の充実
- (3) 就業支援策の充実
- (4) 経済的支援の充実

1 地域における子育て支援

子育てについての親の不安や悩みを軽減するため、子育てに関する相談・支援体制を充実し、あわせて経済的負担の軽減を図ります。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

1 地域子育て支援拠点事業（「地域子ども・子育て支援事業の推進」再掲）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育て支援センターやこども館等を通じ、地域の子育て資源の発掘・育成に継続的に取り組み、子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進していきます。

2 子育て相談

幼稚園、保育所（園）、認定こども園で子育てに関する悩みごとや心配ごとの相談に随時応じます。

3 地域活動事業

幼稚園、保育所（園）、認定こども園が、地域に開かれた社会資源として、その専門的機能を地域住民に広く活用されるよう、次のような様々な地域活動事業を推進します。

- ・ 子ども遊び場確保事業 園地・園舎開放事業や未就園児親子事業等の、未就園児を対象とした事業。
- ・ 世代間交流 3世代間の触れ合いや、交流が持てる事業。
- ・ 異年齢児交流 幼・保・小連携事業。
- ・ 親子共育体験事業 地域ボランティアや環境教育などの事業。
- ・ 幼児教育に関する各種講座開催
- ・ 地域の子育て支援に関する情報提供・紹介

4 地域活動クラブ

こども館を活動の拠点とし、子育てに関心のある方ならどなたでも会員になることができ、親子及び親同士の親睦・交流活動、子育てに関する研修活動や、3世代交流事業、子どもの遊び場等の点検活動を行うなど、地域と一体となった活動を通して、児童健全育成と孤立しない子育てを目指して支援活動を行います。

5 地域ふれあい学級

公民館等の公共施設において地域の方々の参画を得て親子や子どもと地域住民との交流事業を実施し、子どもたちの多様な体験学習の機会を提供します。

(2) 保育サービスの充実

6 保育の充実

保護者の労働又は疾病などにより、また、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保護者の代わりに保育所（園）、認定こども園等での保育を実施します。

- ・通常保育 保育の支給認定保護者が保育必要量の範囲で保育を実施します。
- ・時間外保育 各施設の開所時間の中で設定されている通常の保育時間を超えた時間について預かります。
- ・休日保育 日曜・祝日に保護者の就労や疾病・障がい等の理由で家庭での保育が困難な時に一時的に預かります。
- ・乳児保育 産休明けとなる0歳児の子どもを預かります。
- ・病児保育 体調不良の在所（園）児童の保育を実施します。（体調不良型）

7 すこやか（発達支援）保育・特別支援教育

幼稚園、保育所（園）、認定こども園で障がい児の受け入れが可能となるよう、保育士や幼稚園教諭の配置や施設等環境整備を行います。

8 病児保育（「地域子ども・子育て支援事業の推進」再掲）

病児または病気の回復期の児童で、集団保育や通学ができない児童（小学校6年生まで）を一時的に預かります。（病児対応型）

9 一時預かり保育（「地域子ども・子育て支援事業の推進」再掲）

保護者の出産や、疾病等による通院、災害時の復旧に対応するために、一時的に家庭での保育が困難となったとき、週3日程度の一時的な保育を実施します。

10 認可外保育施設

認可外保育施設（企業主導型保育事業所も含む）を把握して指導監督の徹底を図り、利用者が適切な施設選択ができるよう情報提供します。

11 子育て短期支援事業（ショートステイ）（「地域子ども・子育て支援事業の推進」再掲）

保護者が病気、出産、他の家族の看護、災害・事故等による被害で生活の場を失ったとき、冠婚葬祭への出席、育児疲れ・育児不安な状態などに陥った際、家庭に代わり宿泊を伴う子どもの養育を行います。

12 保護者外出支援事業（ママのお出かけサポート）

保護者の通院や買い物、リフレッシュなどで外出する短時間の間、さいこう子育て支援センターを利用して、保育士資格を有する協力員が1対1で子どもを預かります。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

13 親子の絆づくりプログラム

同じ時期に生まれた第1子の赤ちゃんとお母さんが集まり、育児の喜びや困りごと、親としての迷いなどを話し合いながら子育ての基礎知識を学びます。

14 子育てサロン

子育て中の保護者が公民館などで、親子で気軽に、自由な雰囲気の中、子ども同士の交流や親同士の情報交換など、仲間づくりの場となる子育てサロンの実施を推進します。

15 子育てサークル

子育て支援センターでは、親子で自由に遊んだり、相互の情報交換を行うなかで、子育ての喜びを共有したりして、悩みを相談できる仲間づくり、自主サークルの育成を推進します。また、公民館でも、乳幼児学級等を通して学習していくなかで、地域の保護者同士で親睦を深めるなどして同様の取り組みを推進します。

16 みんなで子育て「いいとこだがネット」

身近な新しい子育て支援に関する情報提供を行うため、市のホームページから子育てに関する情報を発信します。

(4) 子どもの健全育成

17 子どものための条例

児童福祉法の理念にのっとり、子どもの最善の利益を実現するため、足利市にふさわしい、子どものための条例を研究します。

18 こども館

子ども自身が遊びの発見と創造のための自由な活動を行い、仲間づくりをする場として各種行事を開催します。また、地域におけるコミュニティーセンターとしての役割を果たす目的から地域の人たちとの交流事業を行います。

19 放課後児童クラブ（「地域子ども・子育て支援事業の推進」再掲）

保護者の就労等により、放課後や学校休業日に家族と一緒に過ごすことのできない小学校に就学している児童に対し、生活の場を提供し適切な遊びなどを通じて、健全育成を図ります。

20 青少年育成会

小学校通学区を単位とする子ども会活動を中心にして、青少年の健全育成に努めます。

(5) 子育てへの経済的支援

21 幼児教育・保育の無償化

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の小学校就学前の3年間の保育料を無償とします。また、保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等の保育料を軽減します。

22 第3子以降保育料免除

保育所（園）、認定こども園に預ける0歳児から2歳児について、同じ保護者が現に育てている児童のうち、出生の早い者から数えて第3番目以降の児童について、その保育料を免除または全額補助します。

23 児童手当

家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的として、中学3年生（15歳になった後の3月末）までの児童を養育している保護者に児童手当を給付します。

24 こども医療費助成

中学3年生（15歳になった後の3月末）までの子どもが、栃木県内の医療機関を受診した場合に、窓口での保険診療分の医療費の支払いが不要となります。（現物給付方式）栃木県外の医療機関にかかった場合には、支払った医療費を申請いただいたものを助成します。（償還払い方式）

25 不妊・不育症治療費助成

医療保険適用外の治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に要する費用の一部を助成します。

26 妊産婦医療費助成

妊娠届出のあった日の属する月の初日から出産した月の翌月末日までに医療機関にかかった場合に支払った医療費を助成します。

27 未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟のまま出生した1歳未満の乳児であり、医師が入院養育を必要と認められた者に対して、その養育に必要な医療を指定医療機関で医療給付します。

2 母性及び乳幼児等の健康の保持増進

妊娠早期からの健康管理体制や医療助成を充実して、安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子育てができる環境づくりを推進します。

また、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成のほか、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実や小児医療の充実に取り組みます。

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

ア 相談窓口の充実

28 子育て世代包括支援センター

妊娠初期から子育て期にわたり妊娠・出産・子育てに関する相談に専門支援員が応対し、必要な情報提供や助言、保健指導を行いながら、切れ目のない支援を行います。

- ・母子保健コーディネーター 主に妊娠・出産・産後の相談等に関すること
- ・子育て支援コーディネーター 主に子育て期の相談等に関すること

29 健康相談

子どもの健康や子育てについての個別相談や電話相談を各種保健事業で実施します。

30 発達相談

子どもの発達についての心理検査を含めた個別相談を実施し、療育に繋げるための支援をします。

イ 妊娠期からの子育て支援

31 母子健康手帳

妊娠届を提出した妊婦に対し、妊娠・出産・子育てに関する一貫した健康記録となる「母子健康手帳」と、妊婦の皆さんが生活しやすい環境を周りでサポートできるようマタニティマークのキーホルダーを配布しています。

32 妊産婦健診の助成（「地域子ども・子育て支援事業の推進」再掲）

妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減して、安全に出産し健やかに子どもを生き育てられるよう妊産婦健診の助成をします。

33 ハローベビークラス（母親学級・両親学級）

妊娠中から父親等家族の育児参加を促進するとともに、出産後の育児への不安を和らげ、安心して子育てのスタートができるよう、体験型の教室を実施します。

34 養育支援訪問（「地域子ども・子育て支援事業の推進」再掲）

特定妊婦、未熟児、養育支援が必要である家庭に対し、保健師・家庭相談員等がその家庭を訪問して養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保するよう支援します。

ウ 乳幼児期における母子保健の充実**35 産後ママ安心サポート事業**

出産後の母親の心と体の健康管理や子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、産婦健診の費用を助成するとともに、育児への不安を持つ母親が安心して子育てできる環境を整えることができるよう、産後ケア事業を実施します。

36 新生児聴覚検査助成事業

新生児期の聴覚検査をすべての新生児が受診できるようにするため、その費用を助成します。

37 すくすくメールの配信

毎月1回以上、乳幼児期の子育てに関する情報をメール配信します。

38 乳児家庭全戸訪問（「地域子ども・子育て支援事業の推進」再掲）

生後4か月になるまでの乳児の家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭には、関係機関との連携を図ります。また、訪問時には、子育て支援に関する必要な情報が掲載された「あしかがいっしょに子育てガイド・乳幼児期編」を配布します。

39 乳幼児健診の充実

乳幼児の健康の保持増進と子育て支援を基本とし、心身障がい児及び発達障がい児の早期発見、早期療育の視点から健康診査を行います。健診会場においては、子育てに関するワンポイント教育や育児困難感を軽減する観点からの個別相談も組み入れて実施します。また、1歳6か月児健診時には、保護者に対して歯周疾患予防の健診及び教育を実施します。

40 乳幼児学級

乳幼児の健康、育児、しつけなど育児に関する正しい知識や技術の学習を通して、乳幼児教育（家庭教育）の大切さの認識と親としての自覚、意識の向上を図ると共に、参加者同士の交流を深めるために、公民館において乳幼児学級を開設します。

41 親子歯科健診

1歳6か月健診時に保護者に対して歯周疾患予防の健診及び教育を実施します。保護者が、歯に関心を持つことにより、親の生活習慣を見直し、また、子どもの虫歯予防に繋がります。

42 フッ化物塗布事業

虫歯予防のため、歯と口の健康週間にあわせて、歯科医師会、歯科衛生士と共に実施します。

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

43 思春期講座

小中学校と連携し、思春期の子どもたちへ命の大切さや性に関する教育を実施します。

44 乳幼児とのふれあい体験

思春期の子どもたちが、乳幼児と直接触れ合い、また、その母親と話すことによって命の大切さを学びます。

(3) 食育の推進

45 乳幼児期からの食育の推進

乳幼児期から学童期にかけて、食育への教育・相談の充実により、食に対する関心を高め、感謝の心を育てます。また、家庭と地域を結び、生産者等と連携を図り、地域の特性を生かした食育を推進します。

(4) 小児医療の充実

46 足利市休日夜間急患診療所（小児科）

足利市医師会の協力のもと、足利市休日夜間急患診療所内で小児科の診療を継続して実施します。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、たくましく生きる力と豊かな人間性や思いやりの心を身に付け、心身共に健やかに成長できる環境づくりを推進します。また、家庭や学校だけでなく、地域社会が一体となった青少年の健全育成に取り組みます。

(1) 学校・家庭・地域のつながりの中での教育力の向上

47 学力向上・指導力強化支援事業

「かなふり松プロジェクト」をさらに推進するため、市独自の学力確認テストや外国人児童生徒のための音声通訳機の導入、学力向上コーディネーターによる学校支援の充実を図るなど、学力向上に向けた取組を強化します。

- ・学力確認テストの実施 国の求める学力が、子どもたちにどの程度身についているかを確認するためのテストである「かなふり松チャレンジ」を実施し、十分理解されていない内容については補充指導を行い、子どもたちの学力の向上を図ります。
- ・外国語通訳機導入 日本語指導が必要な外国人児童生徒が、安心して学校生活を送るために、教師や友達と母語で自分の考えを伝えたり、教師の説明を正しく聞いたりすることができる音声通訳機を活用します。また、保護者との連絡にも活用します。
- ・学力向上コーディネーターによる学校巡回訪問
- ・学習ボランティアによる学習支援
- ・家庭学習の習慣化を図るための啓発リーフレットの配布

48 外国人児童生徒支援事業

日本語指導が必要な外国人児童生徒の、よりよい学校生活への適応を図るため、有償ボランティアが学校を訪問し、日本語指導や学習支援などを行います。

49 英会話教育推進事業

足利独自の英会話学習のさらなる推進のため、大学の先生に指導をいただきます。国が示す外国語のカリキュラムに加えて小学校1年生から英語による発信力を高める「小学校英会話学習」を行います。

50 部活動指導員配置事業

中学校の部活動において、専門的な技術指導や大会の引率等のできる部活動指導員を配置することにより、部活動の一層の充実を図ります。

51 家庭教育懇談会

家庭や地域の教育力の向上を図り、地域ぐるみで子どもを見守り育てる活動を展開していくための懇談会を開催します。

52 家庭教育学級

親のあり方やしつけ、子どもの理解など、家庭教育に関する学習を行い、家庭の教育力を高めると共に、家族や受講者相互の交流を通して、地域の連帯感の育成を図るために、公民館において家庭教育学級を開設します。

53 放課後子ども教室

学校や公民館等の公共施設で地域の方々の参画を得て、子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を通し、子どもの学力向上と健全育成、地域の教育力の向上を図ります。

54 家庭教育出前講座

学校、幼稚園、保育所（園）等の保護者が集まる様々な機会を活用して、家庭教育支援のための学習機会を提供します。

55 子どもの読書活動の推進

平成29（2017）年度から5カ年の「足利市子ども読書活動推進計画」を策定し、自ら進んで読書に親しみ、豊かな心や未来を拓く力を身につけることができるよう、家庭、地域、学校等、図書館が連携・協力して、読書活動の促進に取り組みます。

56 ブックスタート事業

「絵本」を通じて、親子のふれあい、コミュニケーションの大切さがわかるように4か月健診時に読み聞かせの必要性を伝えます。さらに、8か月健診時には絵本を手渡し、「絵本」を媒体とした楽しい子育て・親育ちを促進します。

57 学校評議員設置事業

市内の小中学校に学校評議員を設置し、当該学校の教育目標、教育課程、教育活動その他の学校運営に関する事項について意見を求めることにより、開かれた学校づくりの推進を図ります。

58 児童生徒相談員推進事業

市内の小中学校に児童生徒相談員を配置し、学習等への悩みや不安のため、授業への参加が困難な児童生徒に対して、個に応じた学習支援や相談活動を行うことにより、不安を解消し、心の安定を図ります。また、不登校児童生徒への家庭訪問等を行うことにより、児童生徒の状況に応じた相談や学習支援を行います。

59 マイ・チャレンジ推進事業

地域における人々とのかかわりを主とした社会体験活動を通して、生徒に共に生きる心や感謝の心などを育み、主体的に自己の在り方や生き方を見つめさせる機会を作ります。

60 学校・家庭教育相談室

不登校やいじめをはじめとした様々な児童生徒の諸課題に対応するため、一人ひとりの当該児童生徒の状況に応じた教育相談活動を実施します。

また、学校・家庭教育相談室を中核とした教育相談体制を構築するため、「いじめストップアドバイザー」や「スーパーバイザー」と連携し、学校と一体となった指導体制の充実に努めます。

61 子どもの夢づくり事業

スポーツ、芸術文化など世界で活躍している第一人者に特別授業をしてもらい、子どもたちが将来の目標と希望を持ち、自ら学ぶきっかけを作ります。

62 子どもの学習支援事業

生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の子どもに対し、学習支援の一環として学習の場を提供するとともに、必要に応じて生活上の悩みや進学に関する助言等を行います。

(2) 子どもがたくましく生きる力の育成**63 少年教室・少年学級**

少年期に必要な多様な学習活動や郷土の自然、歴史、文化、ボランティア活動などの自然体験・生活体験・社会参加体験を通して、心豊かな少年の育成を図ります。

64 少年の砦

年齢の異なった仲間による集団生活を軸に、自然体験・生活体験を通して地域のよりよき仲間集団の育成を図るために、地域住民が主体となって、自然体験、生活体験ができる少年の砦を開設します。

65 スポーツ教室

親子で遊ぼう！わくわくランド、市民スキー・スノーボード教室など、親子で行うスポーツ教室を開催し、体力の増進と親子の連帯感を育みます。

(3) 就学援助及び高校等への修学支援

66 就学援助

経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、給食費や学用品費等の就学に必要な費用の一部を援助します。

67 交通遺児奨学金

父や母などが交通事故で亡くなったり、常時介護を必要とする程度の障がいになったりしたことにより、就学・修学が困難となった方に奨学資金を支給します。

68 奨学資金貸与

高等学校・高等専門学校に在学しているか、これから入学しようとする方で、経済的な理由で修学することが困難な方、やむを得ない事由により家計に著しい影響を受けた方に、奨学資金を貸与します。

69 入学資金融資斡旋

高等学校・高等専門学校に入学する時に必要な資金の融資を斡旋します。

(4) 青少年健全育成の推進

70 環境浄化運動の推進

青少年の健全育成のために、地域、学校、家庭をはじめ、青少年との関わりを持つ関係団体等との連携を深めながら、青少年健全育成活動を進めます。街頭補導を実施する際、青少年の集まりやすい場所などの点検活動をはじめ、市民への環境浄化の啓発活動の強化を目指します。

71 情報モラル教育の推進

スマートフォンをはじめとする情報推進ネットワークの普及とともに、青少年が有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。

4 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯を支援するため住環境の整備を促進するとともに、小さな子ども連れの親子が安心して外出できるよう環境の整備を行います。

(1) 良質な住宅の確保

72 子育て世帯用住宅の提供

子育て世帯を支援するため、中橋ハイツ（8戸）、山辺南ハイツ（38戸）の子育て世帯用期限付き住宅の入居者を募集します。

(2) 子どもの遊び場の整備充実

73 屋内子ども遊び場の運営支援

子どもの運動機能向上を図り、子育て世代の交流の場を提供するため、季節や天候に左右されずに子どもたちが遊べる屋内遊び場を民間で運営し、それに対する支援を行います。

74 安全で安心な公園づくりの推進

公園長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の改築更新を実施し、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保に努めます。

5 ワーク・ライフ・バランスの推進

子育てと職業生活の両立ができるように、多様な保育サービスの充実（「1 地域における子育て支援（2）保育サービスの充実参照」）を図っていきます。また、職場の子育て家庭に対する配慮を啓発していくとともに、男性の子育て参加を促し、家族全体が協力して子育てを楽しめる環境づくりを目指します。

（1）男女共同参画社会の促進

75 家事・育児への共同参画推進

家族のふれあいと子育てへの男女共同参画を進めるため、「家族ふれあい講座」などを開催します。

76 家庭におけるパートナーシップの推進

働く女性を支援する視点から、男性の家事・育児参加を促すため、「男性料理教室」などを開催し、男性の意識啓発を促します。

77 企業・団体等への啓発活動

男女がともにいきいきと働くことができる職場づくりのため、育児、介護休業の取得の推進や仕事と子育ての両立支援などに対する助成制度を掲載したパンフレットを事業所や関係団体に配布し啓発を行います。

（2）仕事と子育ての両立のための支援

78 ファミリー・サポート・センター事業（「地域子ども・子育て支援事業の推進」再掲）

子育ての手助けが必要な人（依頼会員）と、手助けができる人（協力会員）が会員となって、相互に援助し合う活動を行うことにより、地域における子育て機能を強化します。また、同時に、働く人々がゆとりをもって子育てができるよう子育てと仕事の両立を支援します。

79 あしかがおしごと研究所実証事業

子育てをしている女性の就労ニーズを掘り起こし、企業のニーズとマッチングさせることで、多様な働き方を促進します。

（3）結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

80 あしかが婚活応援事業

市内の民間事業者や市民団体が行う婚活支援事業を、後援名義を貸与することで側面から応援します。

81 とちぎ結婚支援センター

とちぎ未来クラブ（栃木県民総ぐるみで結婚・子育てを支援し、家族を築き安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進する組織）と連携し、JR足利駅にある足利市移住・定住相談センター「A i d a c c o（あいだっこ）」に「とちぎ結婚支援センター足利」を設置し、出会いの機会を創出するとともに、結婚活動支援情報を広く発信していきます。

6 子ども等の安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察などの関係機関と連携し、交通安全の啓発活動や防犯指導を推進します。

また、子ども自身も、自分で身を守ることを学ぶ必要のあることから、防犯指導等を通して、子どもの危険の察知能力、危機回避能力の向上を図ります。

(1) 交通事故対策の推進

82 足利市通学路安全推進会議

学校、保護者、警察、道路管理者などで組織する「足利市通学路安全推進会議」において、関係機関との連携を図りながら、通学路の点検を行い、対策を検討するなどして通学路の交通安全の確保や防犯対策の充実に取り組みます。

83 自転車安全運転大会

交通安全教育は人格、行動習性形成期のうちに行うことが効果的であることから、競技を通じ、児童が交通への関心を高め、正しい知識を身につけ習慣化を図り事故防止に役立てます。

84 交通安全教室

幼稚園・保育所、小学校等からの要請により交通教育指導員を派遣して幼児とその保護者等を対象に講話、映画上映、園外で道路の横断の指導など交通安全教室を実施します。

85 所（園）外活動に係る道路等の安全点検の実施

幼稚園、保育所（園）で、所（園）外活動を行う際の集団移動経路（散歩コース等）において、危険と思われる箇所について、警察・道路管理者及びこども課による合同点検を行い、所（園）外活動に係る道路の安全確保や対策の充実に取り組みます。

(2) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

86 防犯灯の整備

犯罪等に強い居住環境を整備するため、地域に防犯灯を設置しています。全自治会に対する希望調査に基づき、防犯灯新設・移設工事費に対する補助を行います。また、全自治会に対して防犯灯電気料の補助を行います。エスコ事業契約期間内は、自治会負担なしで灯具交換が可能です。

87 子どもを守る防犯情報の配信

地域における防犯活動を推進し、児童生徒のより一層の安心・安全確保の充実に図るとともに、不審者等の情報を希望する方に、メールで防犯情報を配信します。

88 防犯ブザーの貸与

登下校時の児童生徒が不審者につきまとわれるなどの危険を感じた時に、自分の身を守れるよう防犯ブザーを持たせ、事件・事故の未然防止を図ります。

89 「こども見守りのまち」ステッカー配布

あいさつ運動による防犯意識の醸成や、子どもを犯罪や危険から守る取り組みをまち全体に広げていくことを目的とし、市民や事業所の協力者を募り、ステッカーの掲出及び子どもの見守り活動を行います。

(3) 子どもを災害から守るための活動の推進**90 避難確保計画の把握**

水防法及び土砂災害防止法に基づき計画された地域防災計画のうち、要配慮者利用施設は災害に備え避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられていることから、適切な運用を促します。

7 支援を必要とする児童への取組みの推進

大きな社会問題となっている児童虐待への対応は、子どもたちはもとより、保護者への援助や指導も必要です。子どもの心に深い傷を残し、健全な心身の成長を阻害する児童虐待を防止するため、相談体制を強化し、早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援体制づくりを推進します。また、子どものしつけに際して、親権者は監護・教育に必要な範囲を超えて懲戒してはならない旨の指導・啓発の強化に努めます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

91 要保護児童対策地域協議会

児童相談所、警察署、家庭児童相談室、健康福祉センター、医療機関、主任児童委員、保健センター、幼稚園、保育所(園)、小中学校、法務局など関係機関との連携を強化し、児童虐待の発生日前から早期発見・保護・アフターケア等の総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を運営します。

92 子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備運営をします。

93 児童相談所との連携強化

身近な地域において継続した支援が必要な子どもと家庭に関する相談は、市が主体となり対応し、児童相談所は一時保護や施設措置入所等、より専門性が必要とされる事案への対応や市に対するバックアップを重点的に行うこととされ、市においては、新たに児童相談所から市への虐待事案送致や、市における子ども家庭支援の責務が位置付けられました。このような背景の中、市はこれまで以上に児童相談所との緊密な連携に努めます。

94 児童養護施設の運営

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他の環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせてその自立を支援するため、児童養護施設を設置運営します。

(2) 障がいのある子どもへの支援

95 相談支援体制の充実

乳幼児期から学童期、そして成人期へとライフステージを見通した関連機関とのスムーズな連携を図ることで、相談支援体制の充実を図ります。

- ・足利市障がい者基幹相談支援センター
- ・指定障害児相談支援事業所
- ・特別支援教育巡回相談
- ・すこやか（発達支援）保育巡回相談

96 障がい児通所支援

児童発達支援として、心身の発達に遅れのある未就学児に対し、日常生活における動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などのサービスを提供します。

また、放課後等デイサービスとして、学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を行います。

97 特別支援学級

軽度な知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症、情緒障がいのある子どもを対象に、障がいの状態に応じた個別の指導計画に基づくきめ細かな指導を行います。

基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づく教育が行われますが、子どもの実態に応じた特別な教育課程が編成できるようになっています。

98 通級指導教室

言語障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、またはそのような傾向のある子どもを対象に、通常の学級に在籍しながら、週または月に何度か、個別または小集団の指導を行います。子どもの実態に合わせた丁寧な指導を行い、できたことを細かいステップで認めることで、表現力や自信、社会性を育てます。

99 すこやか支援員配置事業

個別の支援が必要な児童生徒の学習活動や学校生活の支援を行い、教育活動の改善を図ると共に、学校内の特別支援教育にかかわる支援体制の充実を図ります。

100 放課後児童クラブの障がい児の受入

遊びを通して人間関係を学ぶことは、子どもの成長過程でとても大切です。放課後児童クラブが、障がいのある児童を受け入れることができるよう、研修の実施や支援員等を増員するための支援を行います。

(3) 経済的支援の充実

101 日常生活の支援

障がい児・者の日中活動における場の提供や日常生活の支援として助成等を行います。

- ・地域生活支援事業（日中一時支援事業）
- ・日常生活用具給付等事業
- ・補装具費給付事業
- ・福祉タクシー券

102 医療費の助成

重度心身障害者医療費助成事業として、重度の心身障がい者が医療機関で支払った医療費（保険診療分）を助成します。

また、自立支援医療（育成医療）として、障がいの軽減等確実な治療効果が期待できるものを対象に、治療に係る医療費の支給を行います。

103 特別児童扶養手当等

特別児童扶養手当として、20歳未満の中程度以上の心身障がい児を持つ親に対し、手当を支給します。

また、障害児福祉手当として、20歳未満の重度心身障がい児で常時介護を必要とする方に手当を支給します。

104 指定難病患者見舞金（小児慢性特定疾患）

小児慢性特定疾患にかかった方に見舞金を支給します。

105 児童発達支援等の利用者負担の無償化及び助成

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、小学校就学前の3年間、児童発達支援等の利用者負担を無償とします。

また、無償対象以外の就学前の児童発達支援等の利用者負担を助成します。

8 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【ひとり親家庭等の現状と課題】

本市の母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」といいます。）の数は、平成31（2019）年4月1日現在では、母子家庭が1,698世帯、父子家庭が260世帯となっています。母子家庭の母は、子育てと生計の担い手という2つの役割を一人で担うことになり、生活の場や安定した収入の確保、安心して働くための保育の確保など様々な困難に直面します。

父子家庭の父は、母子家庭と社会的状況が異なり、子どもの養育や家事を不得手としていたことが多く、子育てや生活面でより多くの困難を抱えているほか、近年では厳しい経済・雇用情勢の中、経済的に不安定な父子家庭も増えています。

ひとり親家庭の子どもは、離婚等によって生活の状況が一変することから、精神面への影響や進学への不安など、成長過程において生じる諸問題についての配慮も必要とされています。一方、寡婦は、母子家庭であったときに比べて、子どもの自立により経済的な負担は軽減されるものの、引き続き安定した収入を得るための支援が必要です。

このように、ひとり親家庭及び寡婦（以下、「ひとり親家庭等」といいます。）の抱える問題は、複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援を推進する必要があります。

① ひとり親家庭等の推移

（単位：世帯・人）

区分	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年
母子家庭	1,918	1,844	1,922	1,920	1,839	1,914	1,889	1,939	1,698
父子家庭	592	574	266	258	257	312	311	302	260
寡婦	2,502	2,579	2,412	2,664	2,558	2,928	2,918	3,107	2,269

各年4月1日現在

② 離婚件数及び離婚率の推移

本市の離婚件数は、概ね年間240から270件台で推移しています。平成30（2018）年は微増の260件となっており、また離婚率については、平成28（2016）年以降微増傾向となっています。

（単位：件）

区分	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年
離婚数	320	301	274	246	278	257	254	260
離婚率	2.09	1.98	1.81	1.64	1.86	1.73	1.72	1.78

（注）離婚率は、対人口千人あたりの件数

（出典：「統計あしかが」）

【取組みの趣旨】

ひとり親家庭等の自立を図るためには、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、特に母子家庭に対しては、安定して自立した生活を実現するためのきめ細かな就業支援や子育て支援が求められています。ひとり親家庭等の誰もが自立し、いきいきと安心して暮らすことができる社会づくりを目指し、引き続き「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立支援」に重点を置き、次の4つを基本的な方向として定め、具体的施策を実施することで総合的に推進していきます。

【取組みの方向と具体的施策】

(1) 相談機能の充実及び自立意識の高揚

ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や就業面をはじめとする相談指導等にきめ細かく対応するため、相談機能の充実を図るとともに、ひとり親家庭等が交流を図ることにより、その中で自立意識を高めることができるよう、交流の場の確保に努めます。

106 自立意識の啓発と生活・就業相談等の充実

母子・父子自立支援員及び父子家庭巡回指導員等が行う様々な相談を通して、ひとり親家庭等の生活安定及び自立意識の高揚を図ります。

地域の民生委員・児童委員、主任児童委員、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小中学校などとの連携を図り、日常生活の様々な相談にきめ細かく対応します。また、就業に関する相談や情報提供は、公共職業安定所等との連携をより強化し、より条件のよい就業情報の提供に努めます。

107 福祉施策・制度の情報提供の充実

様々な機会を捉え、ひとり親家庭等の福祉施策・制度についてホームページや「ひとり親家庭のしおり」などによる総合的な情報提供を行ないます。

108 養育費の確保のための情報提供

離婚届用紙の配布時や児童扶養手当の申請時、現況届の提出時などに、養育費の取決めや確保のための情報提供を行い、母子・父子福祉団体等とも連携し、養育費の取得手続等についての情報提供を行います。

(2) 子育て・生活支援策の充実

ひとり親家庭等が安心して、子育てと就業、あるいは就業のための訓練と両立ができ、ひいては早期自立が図れるよう、保育所（園）、認定こども園等への優先入所、放課後児童クラブの優先的利用、日常生活支援事業の周知等、子育てや生活面に対する支援に取り組めます。

109 保育施設や放課後児童クラブの優先利用の推進

安心して就労できたり、求職活動等を行ったりすることができるよう、引き続き保育施設や放課後児童クラブにおけるひとり親家庭の優先的利用を促進します。

110 ひとり親家庭等の交流推進

ひとり親家庭等の相互の親睦と情報交換を促進するため、母子・父子福祉団体が実施するひとり親家庭等を対象とした各種事業活動を支援します。

111 母子生活支援施設への入所措置

DV被害や経済的な理由等で住宅に困窮する、配偶者のない女子やこれに準ずる事情にある女子とその児童の住居を確保します。また、入所世帯の早期自立を促進するため、個々の世帯の家庭生活や稼働の状況に応じた助言・指導により、就労、家庭生活及び児童の教育等に関する支援を行います。

112 ひとり親家庭等日常生活支援事業の周知及び利用促進

ひとり親家庭の親や寡婦の方が、病気や冠婚葬祭、学校行事、自立や就業に関する修学、就職活動などで、一時的に家事・育児に困った際に、家庭生活支援員を派遣し、家事や子育ての手伝いを行う「日常生活支援事業」について、積極的に周知を行い利用の促進を図ります。

(3) 就業支援策の充実

ひとり親家庭等がより良い就職先に就き、安定的な収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、就業能力向上のための講習会等効果的な就業情報の提供、職業紹介、高等職業訓練促進給付金等事業や自立支援教育訓練給付金事業等の実施など就業面における支援の充実を図ります。

113 公共職業安定所等との連携による就業支援

公共職業安定所等の関係機関と就労支援の目標を共有するとともに、就労支援における役割分担と連携方法を明確にし、ひとり親等に対する効果的・効率的な就労支援を実施していくことが重要であり、市においては母子・父子自立支援員等が支援対象者の状況を総合的に把握し、公共職業安定所等への適切な誘導、就労意欲の喚起、その他必要な支援を行います。

114 母子・父子福祉団体との連携

ひとり親家庭等の福祉の増進や、就業支援のための事業を行う母子・父子福祉団体に対する支援に取り組むとともに、団体と連携して効果的な就労支援の実施を推進します。

115 高等職業訓練促進給付金等の給付

ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就業促進を図るため、ひとり親家庭の親に対して、申請に基づき高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金等を支給します。

116 技能習得支援及び起業支援の推進

母子父子寡婦福祉資金貸付制度のうち、能力開発を支援する「技能習得資金」や技能習得期間中の生活安定のための「生活資金」を周知するとともに、貸付に際しては、能力開発に関する情報提供を併せて行います。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付制度のうち、新たに事業を開始する場合に支援する「事業開始資金」の周知とともに、起業に関する基礎知識を学ぶ研修会や職業能力開発関連などの情報提供を推進します。

(4) 経済的支援の充実

母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当制度など経済支援に関する情報提供に努めるとともに、適切な貸付・給付事務を推進するなど、ひとり親家庭等の自立を促進するための経済的支援を行います。

117 児童扶養手当

親の離婚や死亡などにより、ひとり親家庭または父子家庭となった家庭や親に代わって、18歳になった後の3月までの児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長のために児童扶養手当を支給します。

118 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭及び寡婦の生活安定とひとり親家庭の児童福祉向上を図るため、就学支度資金・修学資金・就職支度資金・住宅資金等の貸付を無利子・低利子で行います。

また、貸付金の申請時に個々の事情に応じて就労や自立に向けた相談にも対応し、資金貸付が借受者への自立支援に結びつくよう配慮します。

119 ひとり親家庭医療費助成

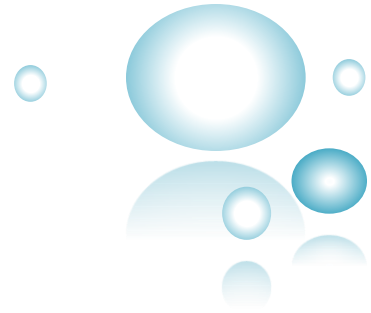
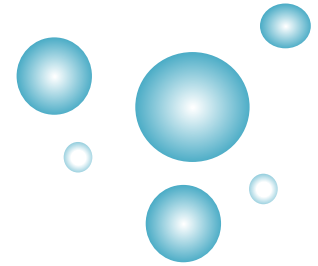
ひとり親家庭で満18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童を養育している方やその子どもが医療機関にかかった場合に、支払った医療費を助成します。

120 遺児手当

病気や不慮の事故、災害などで両親またはいずれかの親を亡くした子どもの養育者に、義務教育が終了するまでの間、遺児手当を支給します。

— 第 6 章 —

● — 計画の推進体制と進捗管理 — ●



第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2 関係機関等との連携・協働

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

3 計画の点検・評価などの進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「足利市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、「足利市子ども・子育て支援事業計画」におけるP D C A (Plan・Do・Check・Action) サイクルによる効果的な進行管理を行い、検証した結果にもとづき、必要に応じ計画を見直し、改善を図ります。

第2期足利市子ども・子育て支援事業計画

足利市 健康福祉部 こども課

〒326-8601

栃木県足利市本城3丁目2145

電 話 0284-20-2138

FAX 0284-21-2409

E-MAIL kodomo@city.ashikaga.lg.jp
